

平成 30 年度
岐阜市ひとり親家庭生活実態調査
結果報告書

平成 31 年 3 月
岐阜市

目 次

I.	調査の概要	1
II.	調査結果の概要	2
1.	ひとり親家庭の貧困率	2
2.	エンゲル係数	3
3.	ひとり親家庭の働き方	4
4.	ひとり親家庭の暮らしの状況	6
5.	子育ての状況	8
6.	子どもの教育の状況	9
III.	岐阜市のひとり親家庭の特徴	11
IV.	調査結果（単純集計）	14
1.	保護者の状況	14
2.	仕事や収入	20
3.	子どもについて	32
4.	暮らしの状況	36
V.	自由回答（抜粋）	43
VI.	調査を踏まえた今後の方針	45
VII.	調査票	45

I. 調査の概要

(1) 調査の目的

子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、近年、子どもの貧困やひとり親家庭の自立支援などに対する社会的な関心が高まっている。国においても、生活環境や経済状況にかかわらず、すべての子どもが健やかに育ち、希望を実現できるよう、社会全体で子どもや子育て世帯を支えようとする動きが広がっており、平成26年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行された。また、母子家庭、父子家庭及び寡婦に対する支援施策については、平成25年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が施行され、さらに平成26年には「母子及び寡婦福祉法」の改正により相談業務や就労支援が強化されるなど、ひとり親家庭に対する支援のさらなる拡充が進められている。

こうした状況を踏まえ、本調査は、岐阜市のひとり親家庭の生活に関する現状と課題を把握し、ひとり親家庭の自立を推進するために必要な、今後の施策検討の基礎資料とするために実施した。なお、本調査における「ひとり親家庭」とは、特記しない限り「児童扶養手当受給資格者の家庭」を指す。

(2) 調査のあらまし

- 調査対象 岐阜市内の児童扶養手当受給資格者（全部停止者を含む）
- 調査方法 調査票は児童扶養手当現況届の案内通知に同封し、現況届提出時に回収した。
- 調査期間 平成30年8月1日（水）から8月31日（金）まで
- 回収状況

図表 I-1 配付・回収状況

配付数	回収数	回収率	無効回答数	有効回答数	有効回答率
3,481	1,985	57.0%	11	1,974	56.7%

(3) 調査結果の見方

- 報告書のグラフや表の値は、各設問における回答者数（n）を分母としたときの各項目の回答数の比（相対度数）を百分率で示している。
- 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計値が100.0%にならない場合がある。また、複数回答が可能な設問では、各項目について比率を算出しているため合計値が100.0%を超える場合がある。
- クロス集計では、原則として「回答なし」を除いているため、クロス集計の回答者数と単純集計の回答者数は一致しないことがある。
- 報告書では、趣旨が大きく変わらない範囲で設問及び選択肢の文章等を一部省略している場合がある。

II. 調査結果の概要

1. ひとり親家庭の貧困率

(1) 貧困率の算出方法

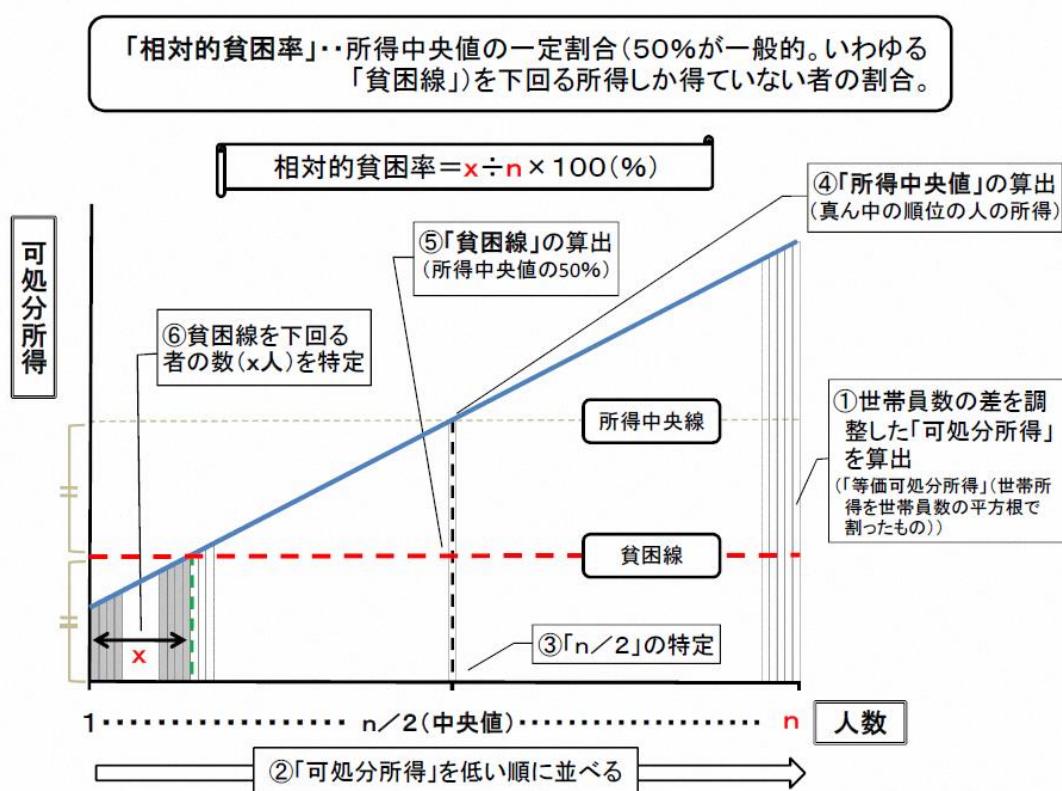
貧困の代表的な定義には、人間が生きるために必要な最低限の生活水準を維持するのに満たない状態を示す「絶対的貧困」と、ある国や地域での平均的な生活水準に満たない状態を示す「相対的貧困」という2種類がある。

本調査における「貧困率」とは、「相対的貧困率」を指す。OECD（経済協力開発機構）では、世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で除した「等価可処分所得」が中央値の2分の1未満である割合を「相対的貧困率」と定義しており、国際比較や厚生労働省の調査等においても用いられている。

本調査ではこの定義に基づき、世帯1人あたりの収入額が、「平成28年国民生活基礎調査※」の中央値（244万円）の2分の1である122万円を「貧困線」として設定し、これを下回る状態にある世帯を貧困層と定義した。

※ 厚生労働省が実施する、国民生活や社会福祉に関する総合的な実態調査。

図表 II-1 貧困率の算出方法



(出典: 厚生労働省ホームページ, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/d1/20-21a-01.pdf>)

(2) ひとり親家庭の貧困率は51.1%、過半数の家庭で貧困線を下回る

本調査で算出された岐阜市のひとり親家庭における等価可処分所得の平均額は137.3万円で貧困率は51.1%となっている。

また、本調査では、等価可処分所得が、国民生活基礎調査の中央値の2分の1である122万円未満の「所得区分I」、中央値の3分の2の163万円未満である「所得区分II」、中央値である244万円を下回る「所得区分III」、中央値である244万円以上となる「所得区分IV」の4つに以下の表のとおり分類し、調査結果を比較した。

図表 II-2 所得区分と貧困率

所得区分I	所得区分II	所得区分III	所得区分IV	等価可処分 所得の平均額
122万円未満 (貧困層)	122万円以上 163万円未満	163万円以上 244万円未満	244万円以上	
51.1%	29.1%	11.3%	8.5%	137.3万円

(n=1,596、回答なしによる算出不可を除く)

平成28年国民生活基礎調査において、所得額（雇用所得、事業所得、財産所得、手当等）から算出したひとり親家庭（子どもがいる世帯のうち、大人が一人の世帯）の貧困率は50.8%である。

今回、本市で実施した調査は、受給に所得制限等の要件がある児童扶養手当受給資格者を対象としたものであり、すべての世帯を対象に調査した「平成28年国民生活基礎調査」とは調査対象や調査方法が大きく異なるため、単純に比較できるものではない。

2. エンゲル係数

(1) エンゲル係数の平均値は27.4%、食費が消費額の半分を占める家庭もある

エンゲル係数とは、家計の消費支出額に占める食料費の割合である。一般的に、エンゲル係数が高いほど、経済的に困窮した状況にあるといわれている。総務省統計局が実施した平成29年家計調査から算出した2人以上の世帯におけるエンゲル係数は25.7%である。

岐阜市のひとり親家庭のエンゲル係数の平均値は27.4%であり、全国平均よりもやや高くなっている。また、エンゲル係数が50%以上で、支出額の大半を食費が占めているひとり親家庭の割合は6.9%となっている。

図表 II-3 エンゲル係数の分布

20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上	平均値
19.3%	24.6%	19.5%	22.8%	7.0%	6.9%	27.4%

(n=1,485、回答なしによる算出不可を除く)

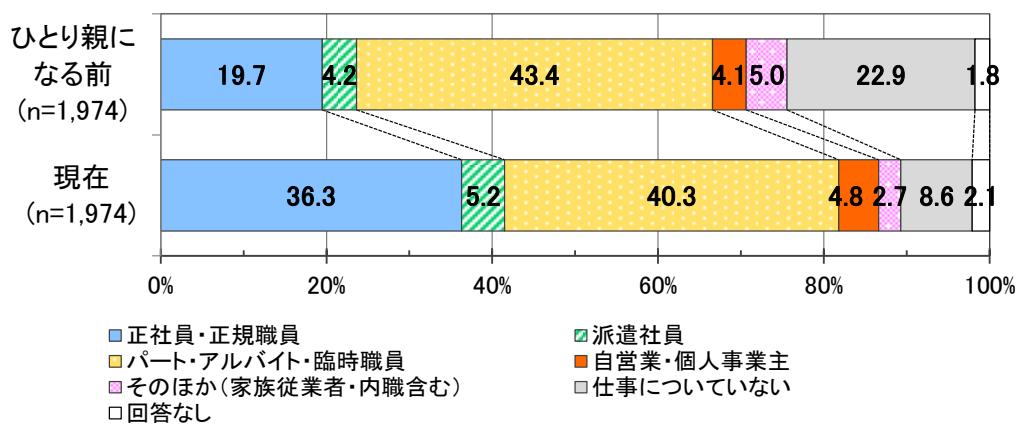
3. ひとり親家庭の働き方

(1) ひとり親の約4割はパート・アルバイト・臨時職員などの非正規雇用

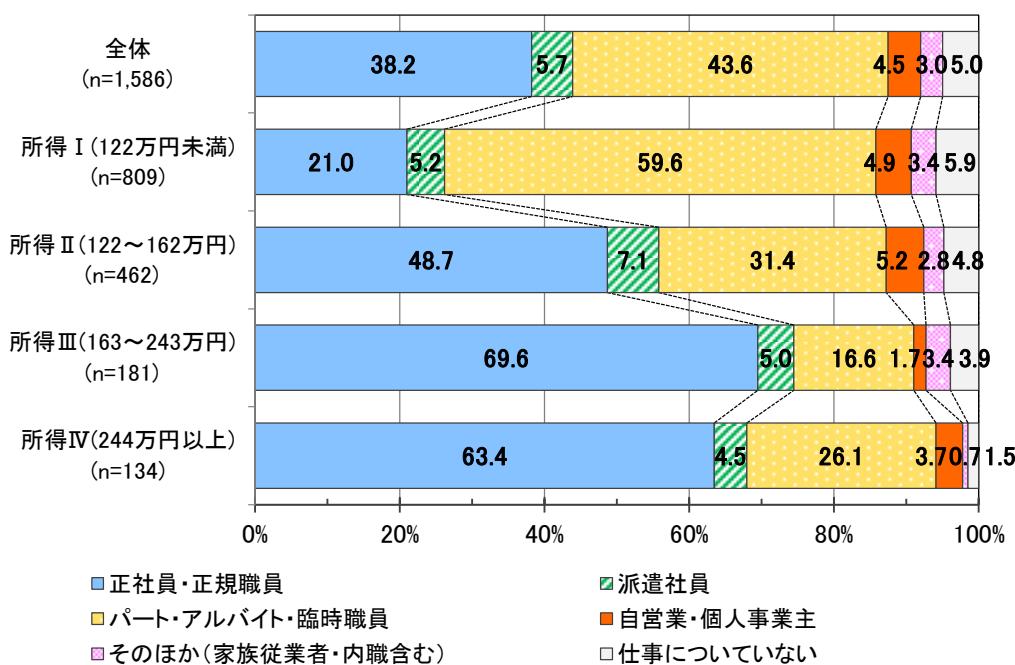
ひとり親家庭の現在の雇用形態は、「パート・アルバイト・臨時職員」といった非正規雇用が約4割を占め、次いで「正社員・正規職員」、「派遣社員」の順となっている。一方で、「仕事についていない」との回答は8.6%と1割以下である。等価可処分所得が低い家庭ほど、「パート・アルバイト・臨時職員」といった非正規雇用が多い傾向がみられ、特に、等価可処分所得が122万円未満である所得Iの区分（以下「所得I」という。）では非正規雇用が半数を大きく上回っている。

ただし、ひとり親になる前の就業状況と比較すると、「仕事についていない」は約14%、「パート・アルバイト・臨時職員は」約3%減少した一方、「正社員・正規職員」が約17%増加しており、正規雇用は増加していることがわかる。

図表 II-4 ひとり親になる前と現在の雇用形態



図表 II-5 所得別 雇用形態

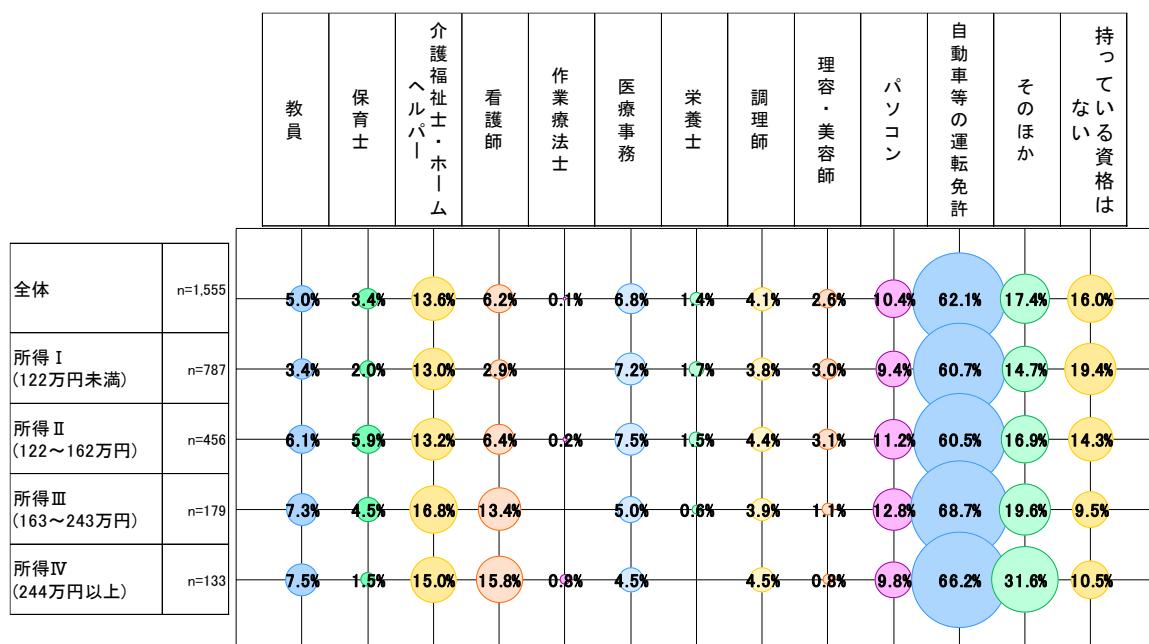


(2) 資格を取得していても、正規雇用につながっていない事例もある

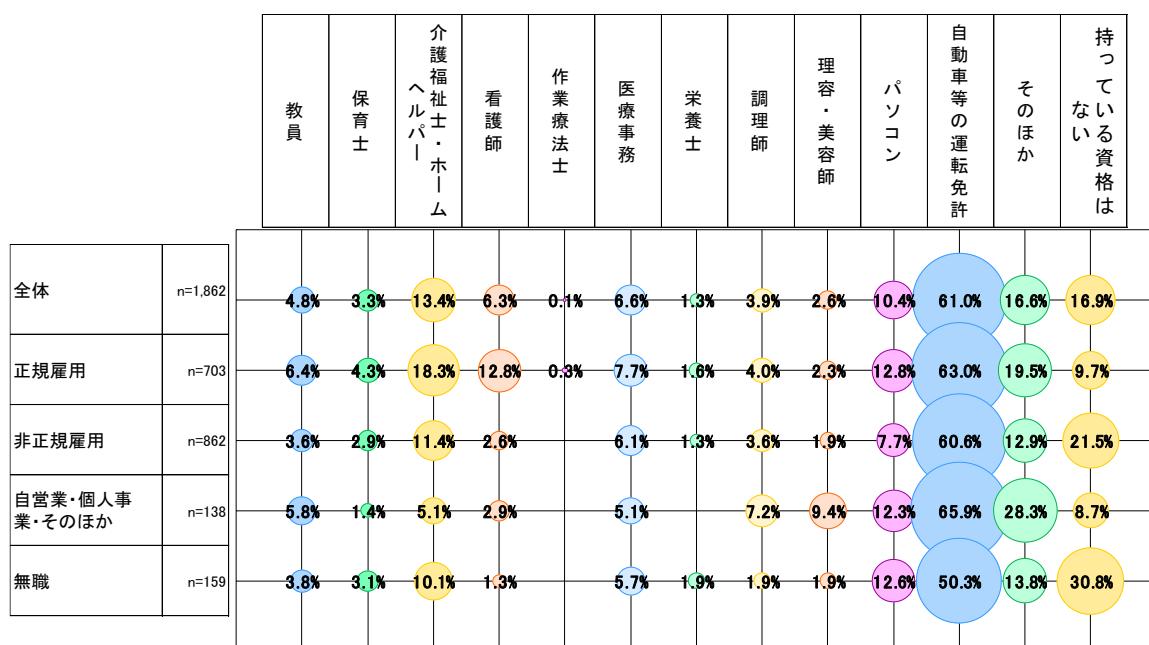
ひとり親の資格取得状況では、資格を持っていない保護者は全体の2割に満たないが、雇用状況ごとにみると、無職では資格を持っていない割合が3割を超える。

所得との関係をみると、所得が低いほど、資格を持っていない割合は高くなる傾向がみられる。また、就労状況との関係をみると、正規雇用者は資格を取得している割合が高く、資格の所有が就労につながっているといえる。一方で、「介護福祉士・ホームヘルパー」のように、現在無職でも1割以上が資格を所有しており、資格を取得していても、正規雇用に活かすことができていない事例もあると考えられる。

図表 II-6 所得別 資格所有状況



図表 II-7 雇用状況別 資格所有状況



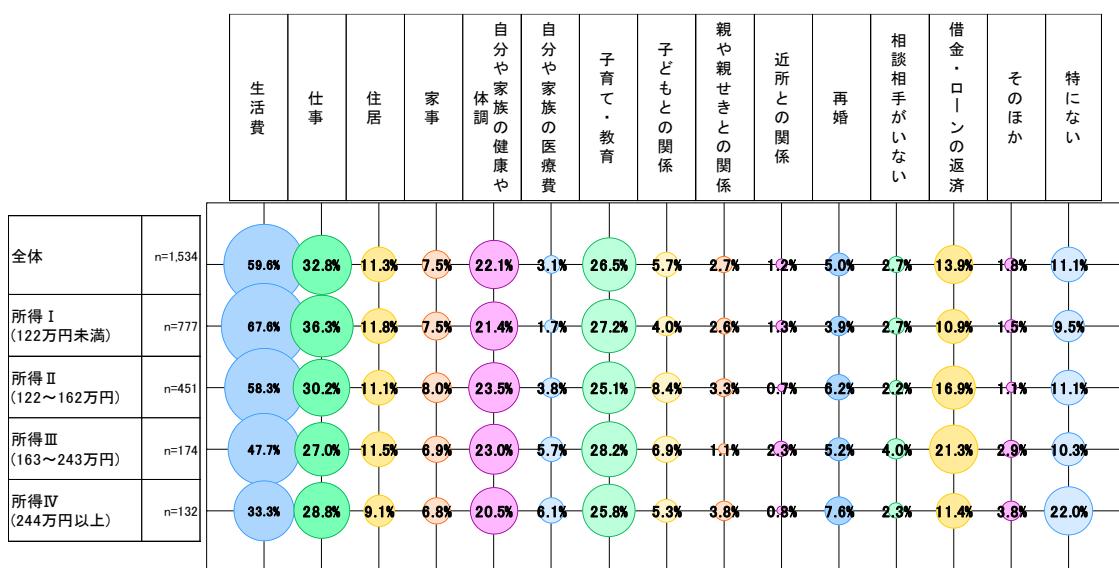
4. ひとり親家庭の暮らしの状況

(1) ひとり親家庭の一番の困りごと・心配ごとは「生活費」

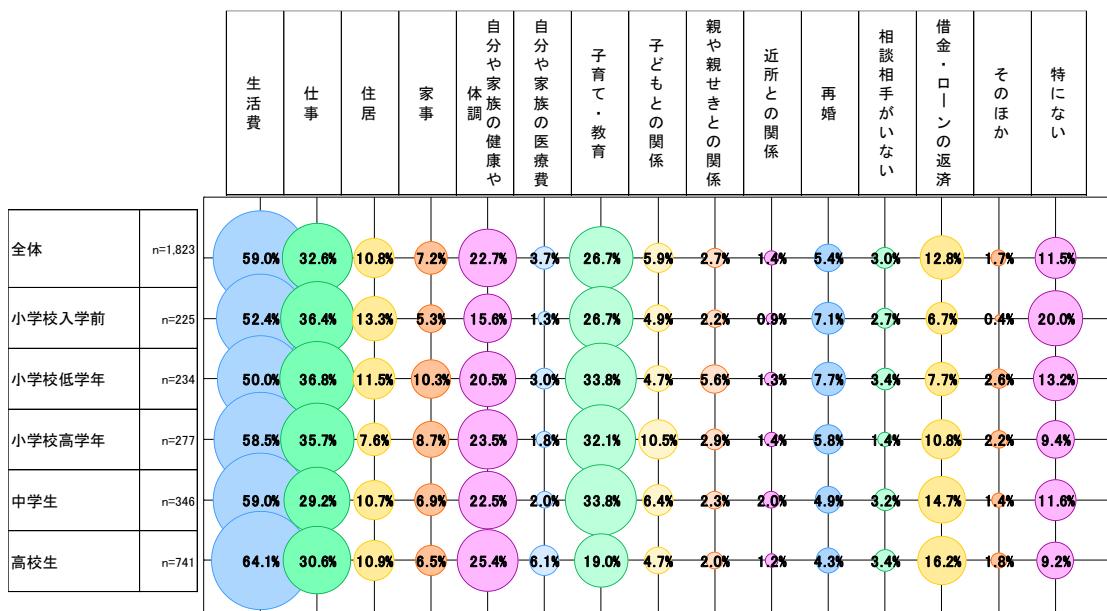
困りごと・心配ごととして挙げられることが多いのは「生活費」、「仕事」、「子育て・教育」、「自分や家族の健康や体調」といった項目である。

所得ごとにみると、等価可処分所得の低い所得Ⅰ及び所得Ⅱでは、「生活費」との回答が半数を超えており、所得Ⅲでは、「借金・ローンの返済」が高く、生活費やローン返済といった家計に関する事項を困りごと・心配ごととして挙げる割合が高い。また、長子の年齢ごとにみると、長子の年齢が高いほど「生活費」や「借金・ローンの返済」の割合が高くなっている。

図表 II-8 所得別 困りごと・心配ごと



図表 II-9 長子の年齢別 困りごと・心配ごと

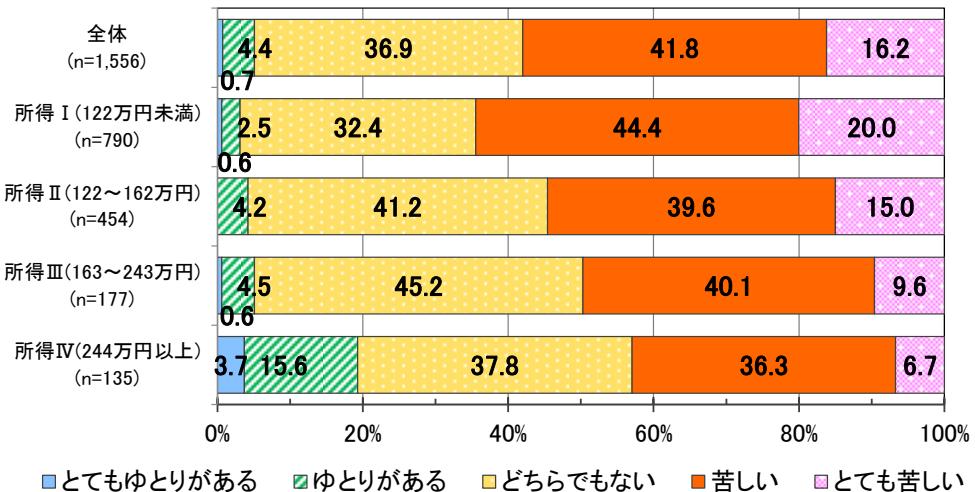


(2) 生活が苦しいと感じている人は半数を超えている

暮らしの状況については、「苦しい」が41.8%で最も多く、「とても苦しい」16.2%と合わせて、半数以上が生活状況は苦しいと感じている。

所得ごとでは、等価可処分所得が高くなるほど「ゆとりがある」との回答割合は上昇する傾向にある。一方で、所得Ⅰでは、「苦しい」と「とても苦しい」を合わせて6割を超えており、所得が生活に大きな影響を与えていていることが分かる。

図表 II-10 所得別 生活状況

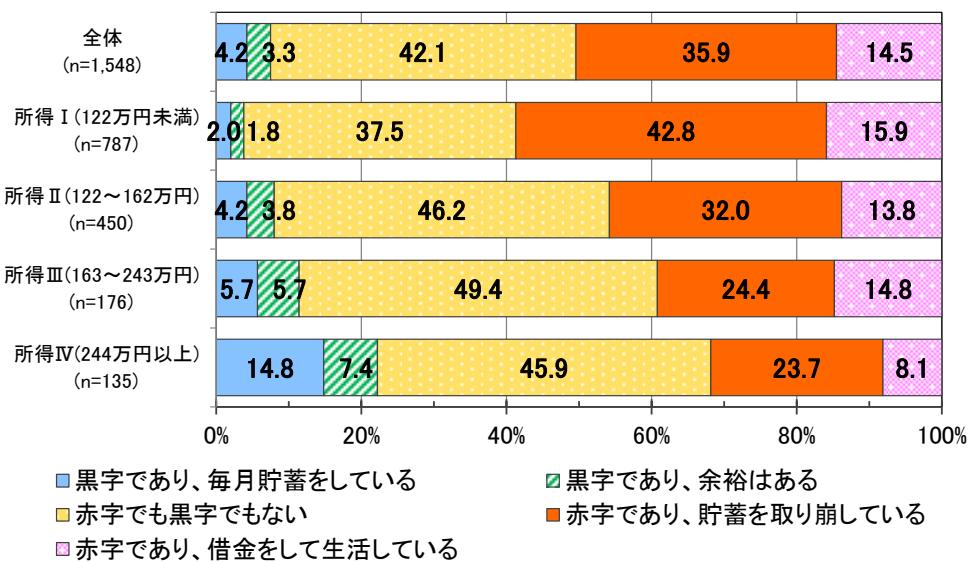


(3) ひとり親家庭の半数程度は、家計が赤字の状態

家計の状況は、「赤字でも黒字でもない」が最も多くなっている一方で、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」も全体の3分の1を占め、「赤字であり、借金をして生活している」と合わせて半数以上の家庭では、家計が赤字であると回答している。

特に所得Ⅰでは、家計が赤字であるとの回答が半数を大きく超えており、家計状況も、生活の状況と同じく所得による影響が大きいと考えられる。

図表 II-11 所得別 家計の状況

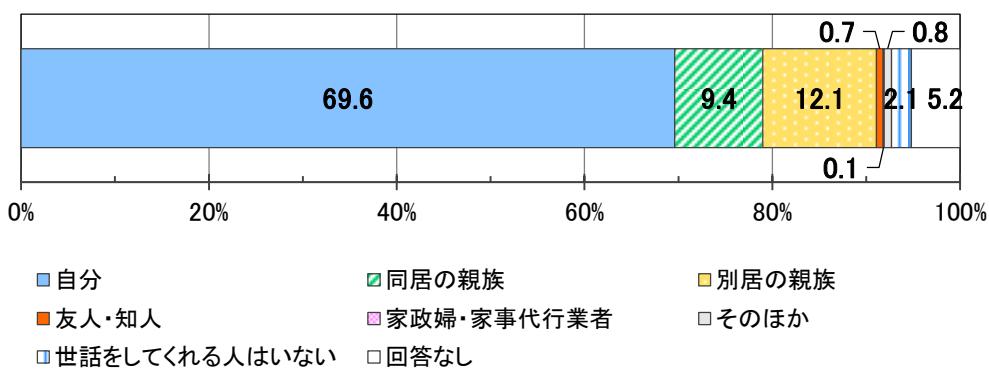


5. 子育ての状況

(1) 子どもが病気のときの世話は、保護者自身で行う家庭が多い

子どもが病気のときに世話をするのは、「自分（保護者自身）」との回答が約7割を占めている一方で、「同居の親族」や「別居の親族」など、親族に預けて世話をしてもらうとの回答も2割あり、子どもの看病については、親族の協力を得ている家庭もみられる。

図表 II-12 子どもが病気のとき世話をする人

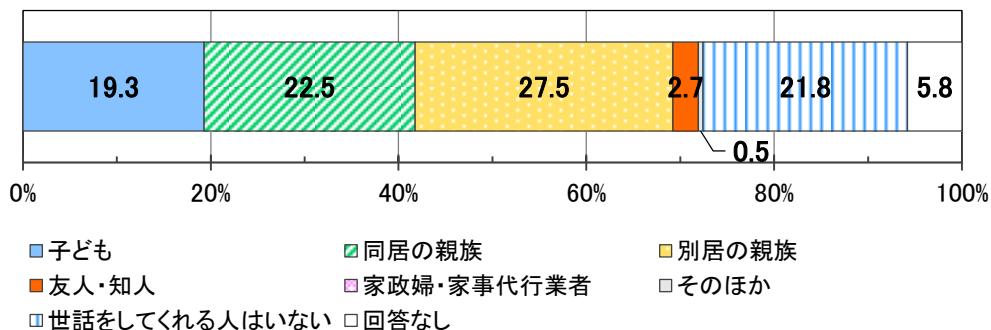


(2) 保護者自身が病気のときは、親族による世話が多い

保護者自身が病気のときに世話をしてくれる人については、「別居の親族」が最も多く、次いで「同居の親族」の順である。また、「子ども」との回答も約2割となっている。

「世話をしてくれる人はいない」との回答は2割を超えており、保護者自身が病気になった場合、支援が必要となる家庭が一定数存在していると考えられる。

図表 II-13 自分（保護者）が病気のときに世話をしてくれる人



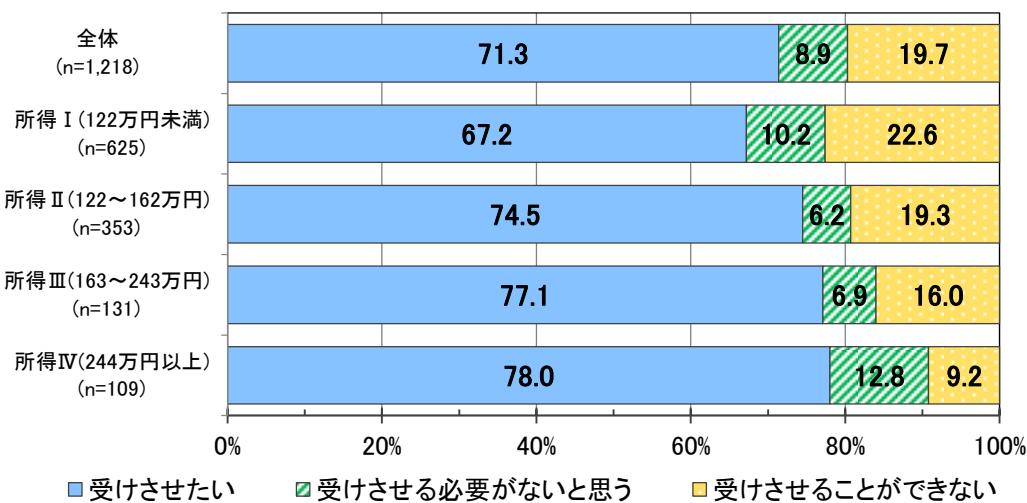
6. 子どもの教育の状況

(1) 2割以上の保護者は、大学の教育を受けさせられないと考えている

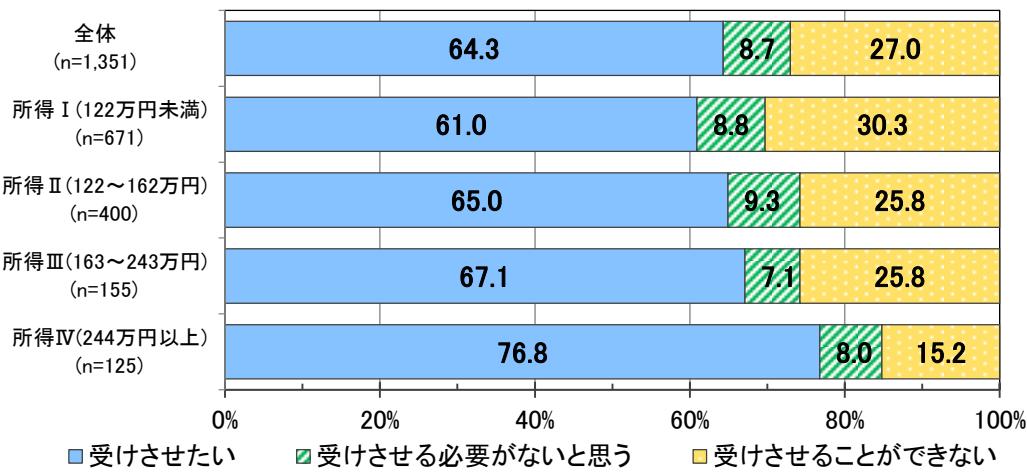
子どもの進学の可否について、短大・高専・専門学校の教育は、全体の約2割、大学の教育は3割近くが「受けさせることができない」と回答している。

所得別にみると、等価可処分所得が低いほど、「受けさせることができない」との回答が多くなる傾向がみられ、所得によって子どもの進学に制約が生じる可能性が高いと考えられる

図表 II-14 所得別 進学の可否（短大・高専・専門学校）



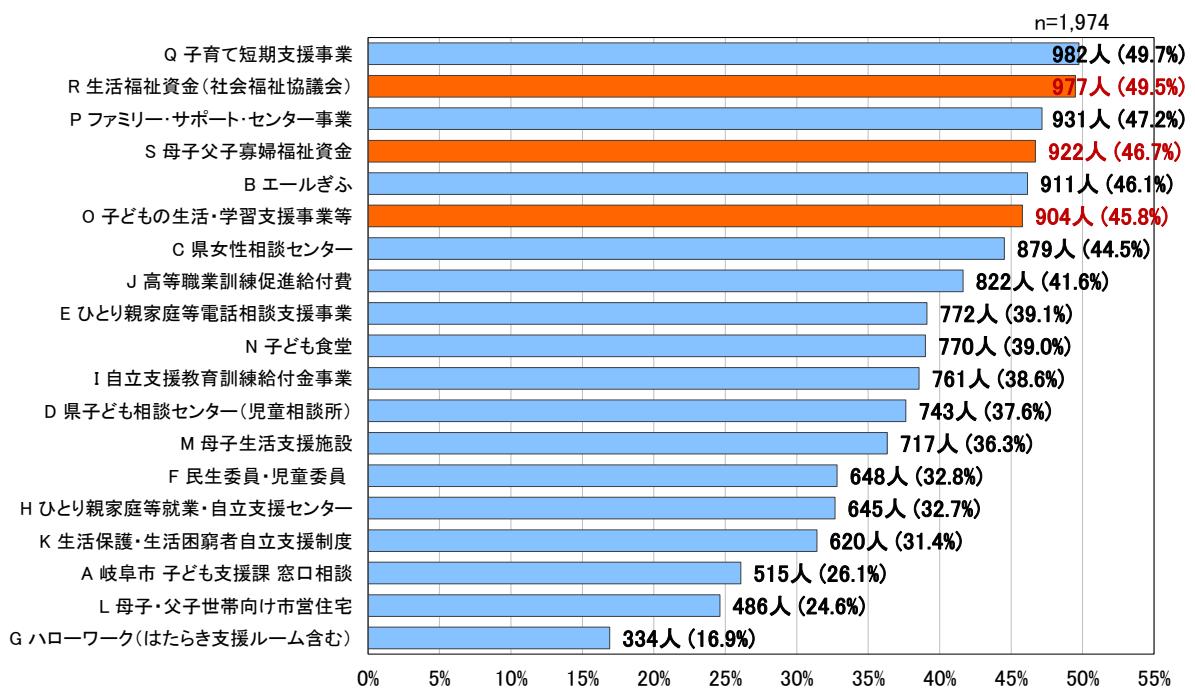
図表 II-15 所得別 進学の可否（大学）



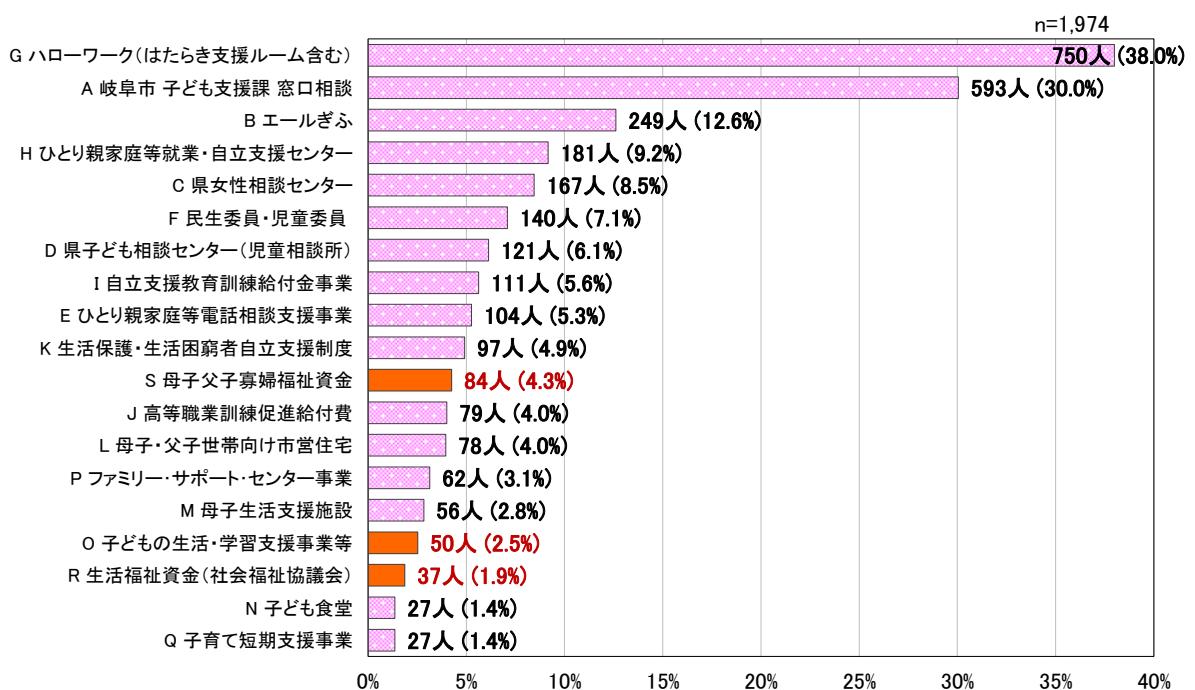
(2) 学費等に充てることができる支援施策や学習支援制度の認知度は低い

子どもの学費等に充てができる「R 生活福祉資金」や「S 母子父子寡婦福祉資金」、子どもの生活や学習を支援する「O 子どもの生活・学習支援事業等」といった、進学の手助けとなる支援制度については、「知らない」との回答が半数を占め、認知度が高いとはいえない。また、支援制度の利用の経験をみても「利用したことがある」との回答の割合は低く、支援制度が充分活用されていない実態がうかがえる。

図表 II-16 支援制度の認知度（「知らない」との回答割合）



図表 II-17 支援制度の認知度（「利用したことがある」との回答割合）



III. 岐阜市のひとり親家庭の特徴

(1) 平成28年度全国ひとり親世帯等調査との比較

岐阜市のひとり親家庭の特徴を把握するため、平成28年11月に厚生労働省が実施した「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」（以下「全国調査」という）の調査結果と比較する。

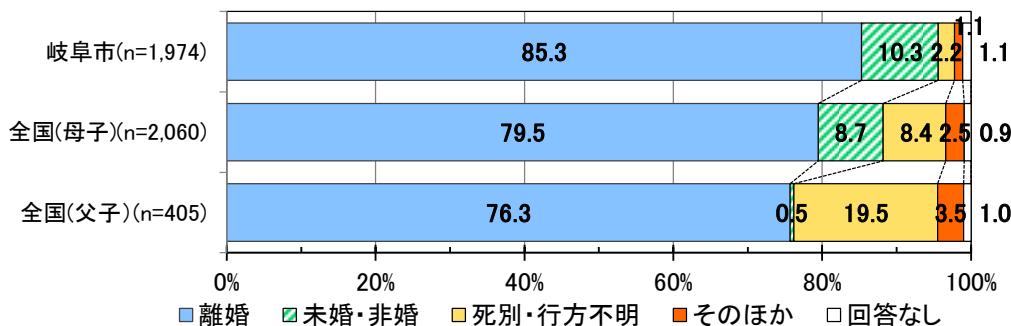
なお、全国調査はすべてのひとり親世帯等を対象として、母子世帯と父子世帯を分けて調査を行っているのに対し、本調査は受給に所得制限等の要件がある児童扶養手当受給資格者を対象としていることから、調査結果を単純に比較できるものではないため、注意が必要である。

(2) ひとり親の暮らし

①ひとり親になった理由

全国調査と比較して「離婚」や「未婚・非婚」が高く、「死別・行方不明」は低い。

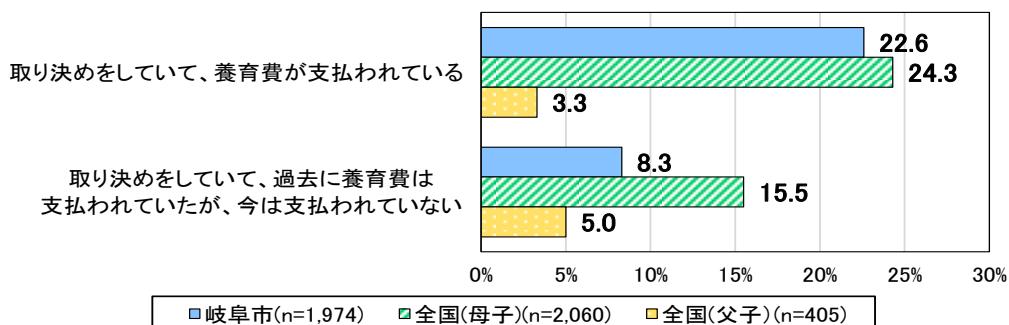
図表 III-1 ひとり親になった理由（比較）



②養育費

養育費の取り決めについては、「取り決めをしていて、養育費が支払われている」の割合は、全国調査の母子家庭平均とほぼ同程度となっている。

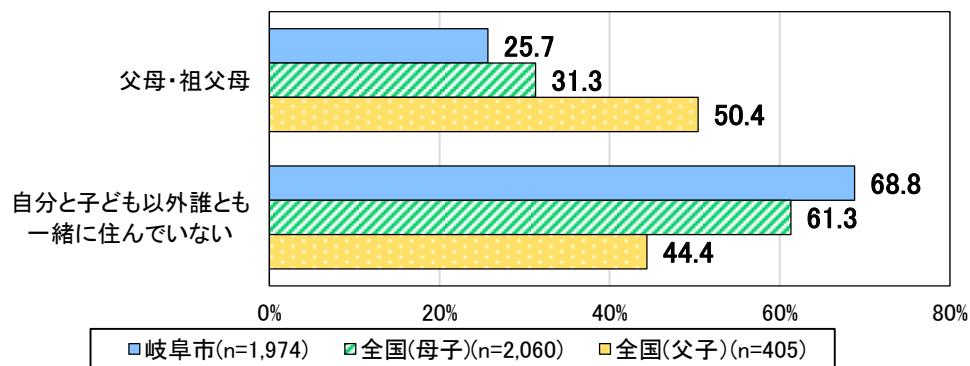
図表 III-2 養育費の取り決めの状況（比較）



③同居人

全国調査と比較して、「父母・祖父母」と同居している割合が低く、同居人がいない（「自分と子ども以外誰とも一緒に住んでいない」）との回答の割合が高くなっている。

図表 III-3 同居人の状況（比較）

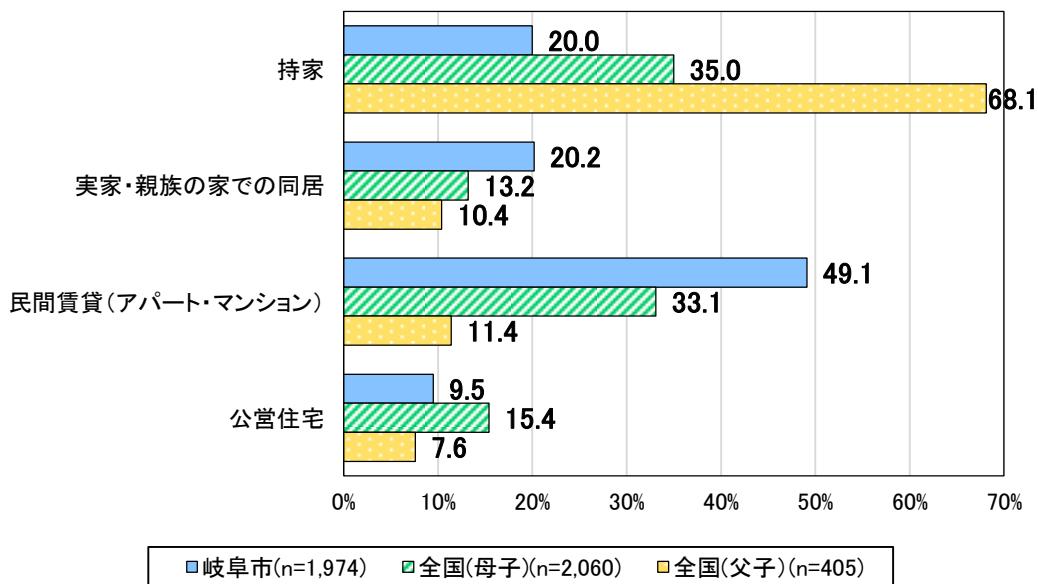


④住宅

全国調査と比較して、「持家」の割合が低い一方で、「実家・親族の家での同居」の割合が高くなっている。

また、「民間賃貸（アパート・マンション）」との回答が半数近くを占めており、全国調査の傾向とは異なる。

図表 III-4 住宅の状況（比較）

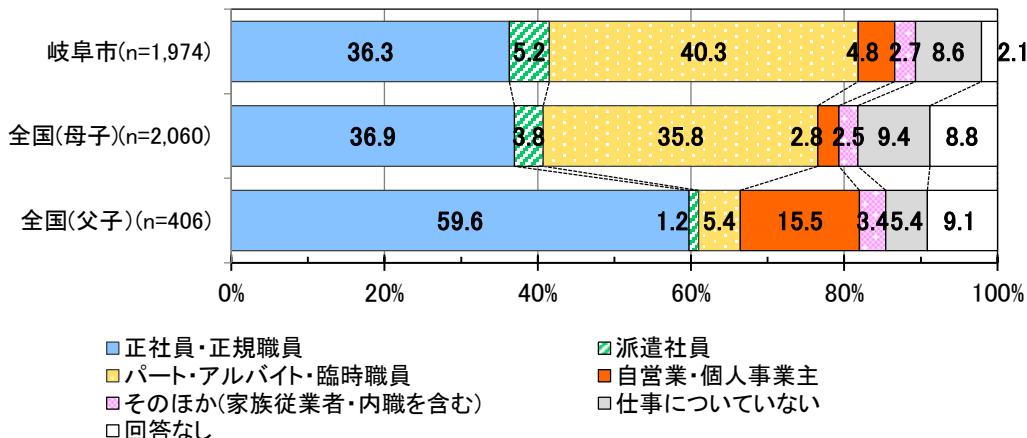


(3) 就業状況

①就業状況

「正社員・正規職員」との回答は全国調査と同程度であり、「パート・アルバイト・臨時職員」との回答は、母子家庭の全国平均よりもやや高くなっている。

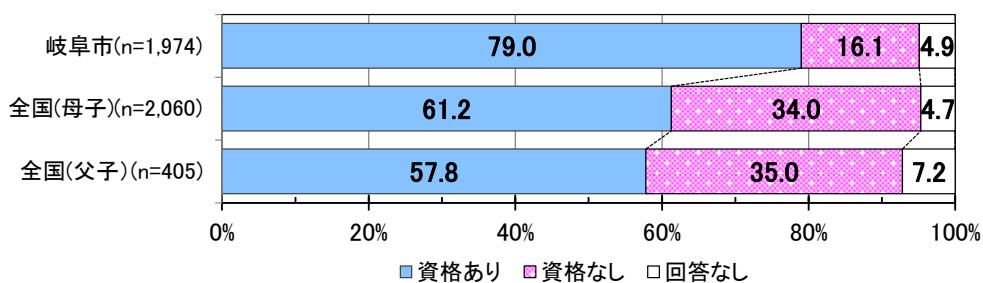
図表 III-5 就業状況（比較）



②資格の有無

全国調査と比較して「資格あり」の割合が高くなっている。

図表 III-6 資格の有無（比較）



(4) 収入状況

岐阜市のひとり親の平均世帯人員は3.12人、平均年収額（手取り収入）はひとり親自身が195万円、世帯全体で225万円となっている。なお、全国調査は、すべてのひとり親を対象とし、税金および社会保険料を含む年間総収入額から平均年収額を算出する等の点で異なるため、本調査とは単純に比較できないが、全国調査における平均年収額は、母子家庭で243万円、父子家庭で420万円である。

図表 III-7 収入状況（岐阜市調査と全国調査）

	岐阜市	全国(母子)	全国(父子)
平均世帯人員	3.12人	3.31人	3.70人
ひとり親自身の年間平均収入（手取り）	195万円	243万円	420万円
世帯の年間平均収入	225万円	348万円	573万円

IV. 調査結果（単純集計）

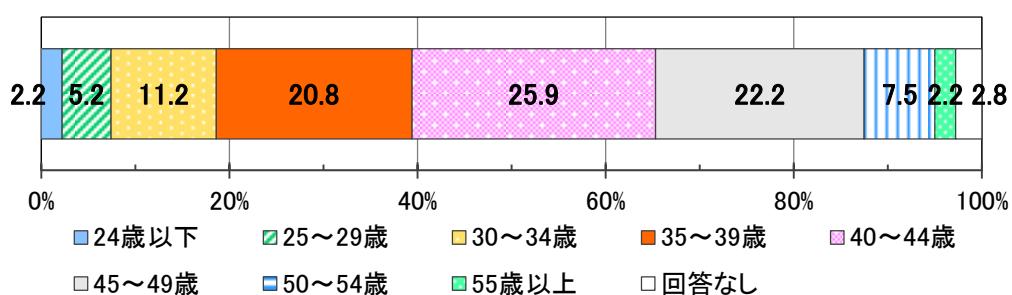
1. 保護者の状況

(1) 保護者の年齢《問1》

- ・保護者の年齢は、「40～44歳」(25.9%)が最も多く、次いで「45～49歳」(22.2%)、「35～39歳」(20.8%)の順となっている。

図表 IV-1 保護者の年齢

(n=1,974)

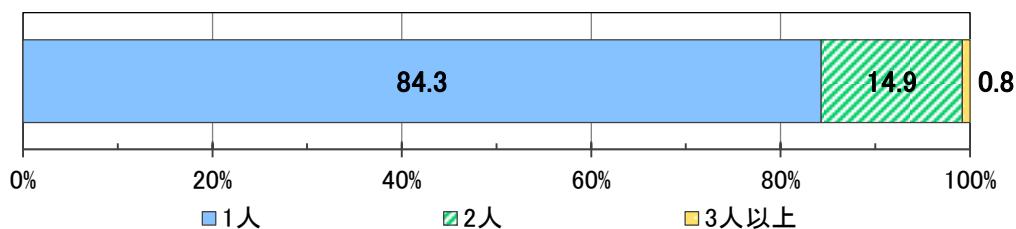


(2) 子どもの人数《問2、問3》

- ・子どもの人数は「1人」(84.3%)が最も多く、次いで「2人」(14.9%)である。

図表 IV-2 子どもの人数

(n=1,974)



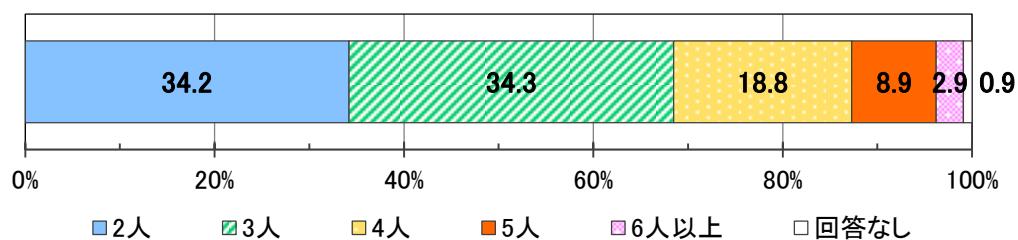
(3) 世帯人員数と同居人《問4》

①世帯人員数

- ・世帯人員数は、「3人」(34.3%)と「2人」(34.2%)がほぼ同数となっている。
- ・同一生計の人数は「2人」(43.7%)、「3人」(36.8%)の順となっている。世帯人員数より少ない人数の回答割合が高く、世帯は同一であっても生計を異にする場合もあると思われる。

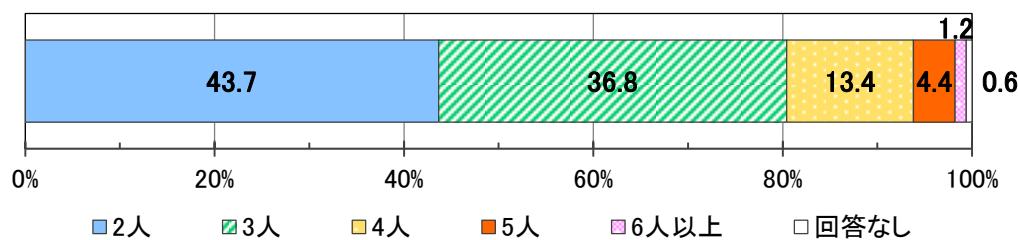
図表 IV-3 世帯人員

(n=1,974)



図表 IV-4 同一生計の世帯人員

(n=1,974)

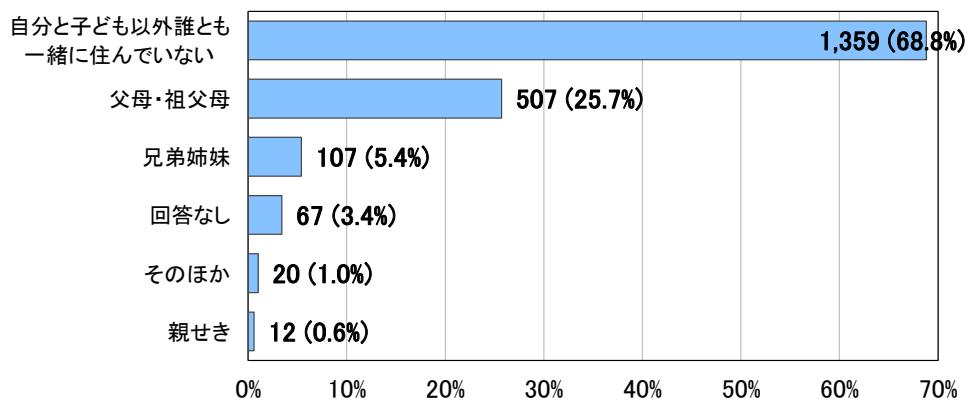


②同居人

- ・同居人の状況は、「自分と子ども以外誰とも一緒に住んでいない」(68.8%)が最も多く、同居人がいるのは全体の3分の1程度となっている。同居人は「(回答者である保護者の)父母・祖父母」(25.7%)が最も多い。

図表 IV-5 同居人《複数回答》

(n=1,974)

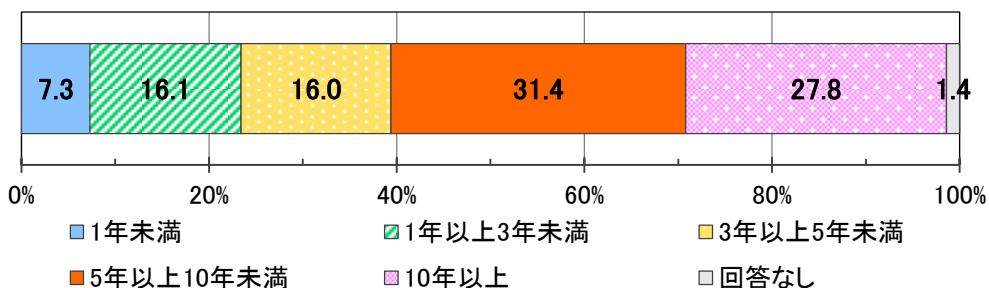


(4) ひとり親になった時期と理由《問5、問6》

・ひとり親家庭になった時期は、「5年以上10年未満」(31.4%)と「10年以上」(27.8%)が多く、ひとり親家庭になった理由では、「離婚」(85.3%)が大半を占めている。

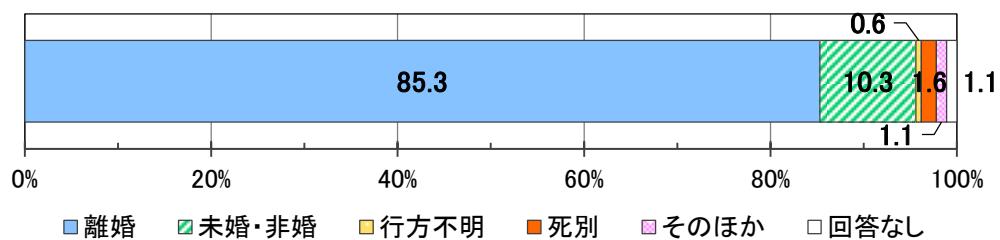
図表 IV-6 ひとり親家庭になった時期（ひとり親家庭の期間）

(n=1,974)



図表 IV-7 ひとり親家庭になった理由

(n=1,974)



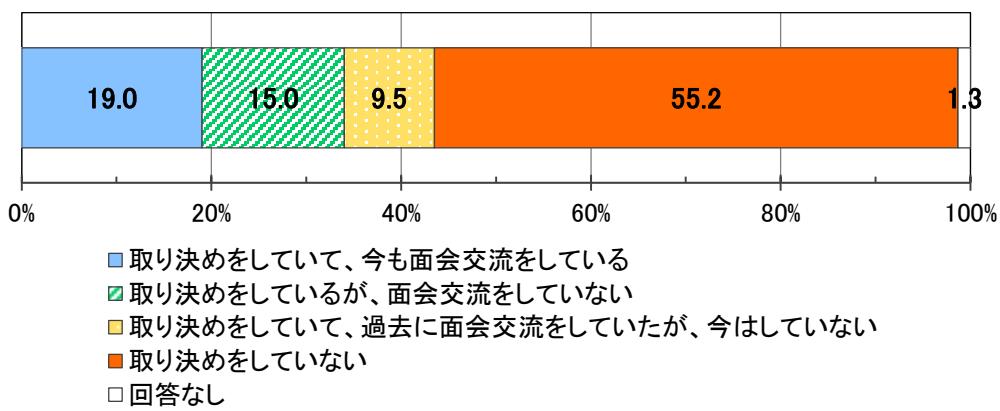
(5) 面会交流の取り決めの有無と実施状況《問6-1、6-2》

①面会交流の取り決め

・面会交流の実施状況は、「取り決めをしていない」(55.2%)が半数を超えており、次いで「取り決めをしていて、現在も面会交流をしている」(19.0%)、「取り決めをしているが、面会交流をしていない」(15.0%)の順となっている。

図表 IV-8 面会交流の取り決め

(n=1,683)

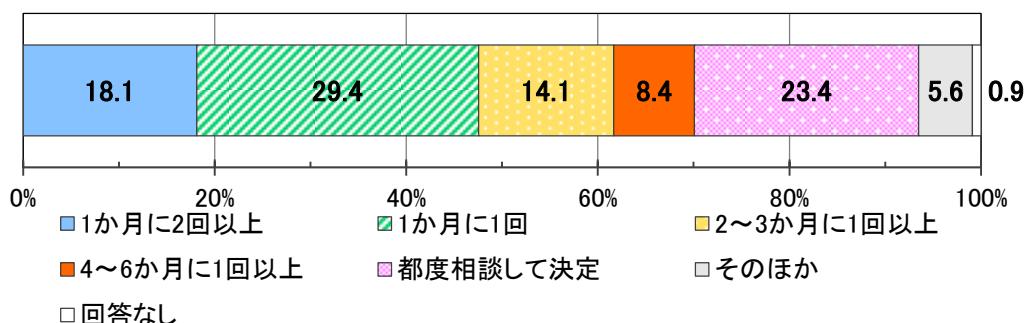


②面会交流の頻度

- ・交流の頻度は、「1か月に1回」(29.4%)が最も多く、次いで「都度相談して決定」(23.4%)、「1か月に2回以上」(18.1%)の順となっている。

図表 IV-9 面会交流の頻度

(n=320)



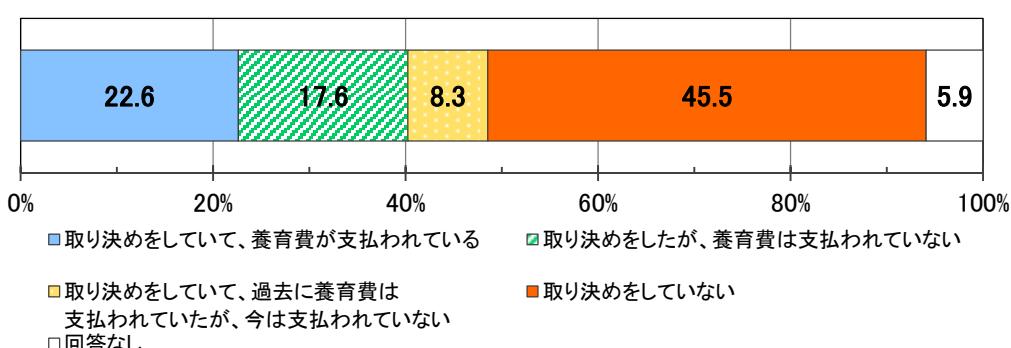
(6) 養育費の取り決め状況と金額《問6-3、問6-4、6-5》

①養育費の支払い状況

- ・養育費については、面会交流と同じく「取り決めをしていない」(45.5%)が最も多くなっている。
- ・「取り決めをしたが、養育費は支払われていない」(17.6%)、「取り決めをしていて、過去に養育費は支払われていたが、今は支払われていない」(8.3%)を合わせると、養育費が支払われていない家庭が4分の1を占めている。

図表 IV-10 養育費の取り決め

(n=1,683)

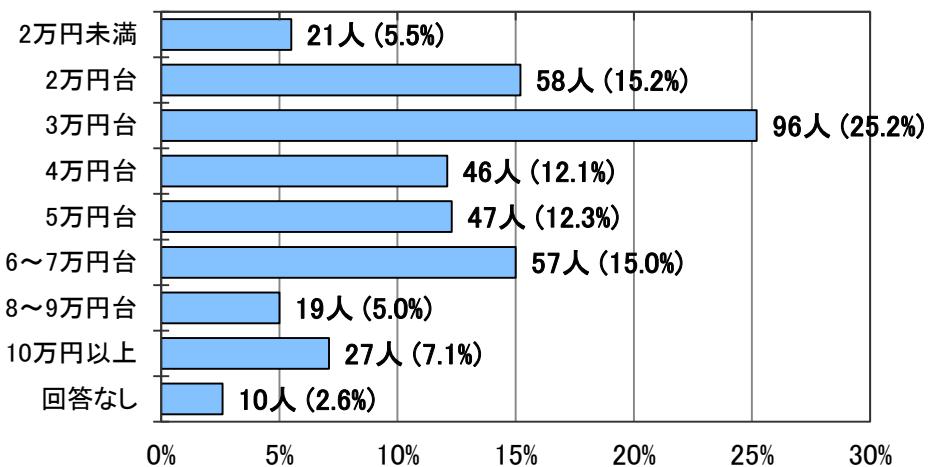


②養育費の金額

- ・養育費の金額は月額で「3万円台」(25.2%)が最も多く、次いで「2万円台」(15.2%)、「6~7万円台」(15.0%)、「5万円台」(12.3%)、「4万円台」(12.1%)の順となっており、2万円台から7万円台の間で8割を超えていている。

図表 IV-11 養育費の金額

(n=381)

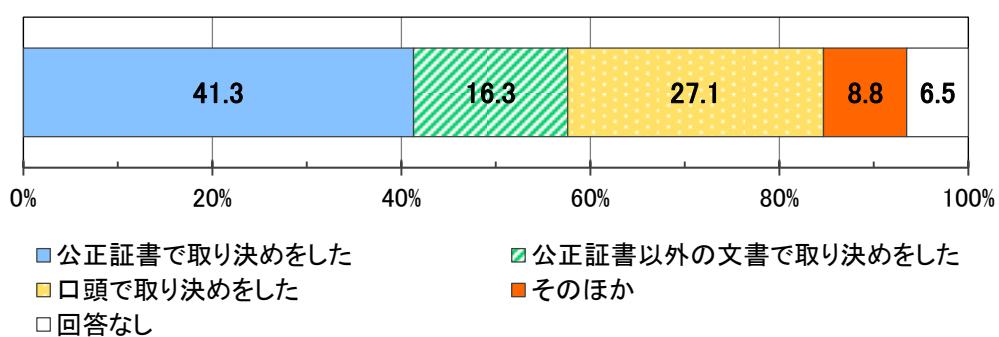


③養育費の取り決め方法

- ・養育費の取り決め方法は、「公正証書で取り決めをした」(41.3%)が最も多く、次いで「口頭で取り決めをした」(27.1%)、「公正証書以外の文書で取り決めをした」(16.3%)の順となっている。

図表 IV-12 養育費の取り決め方法

(n=818)

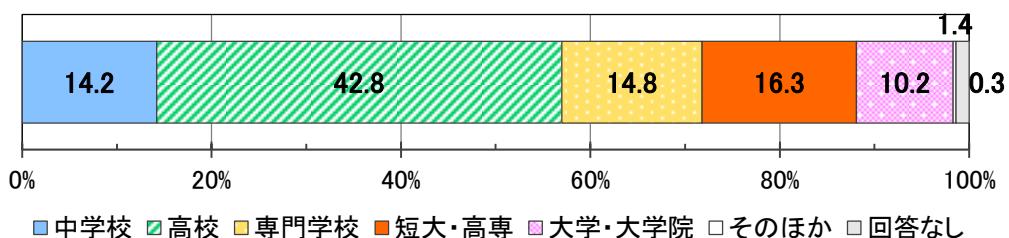


(7) 保護者の最終学歴《問7》

- ・保護者の最終学歴は、「高校」(42.8%)が最も多く、次いで「短大・高専」(16.3%)、「専門学校」(14.8%)、「中学校」(14.2%)の順となっている。

図表 IV-13 保護者の最終学歴

(n=1,974)

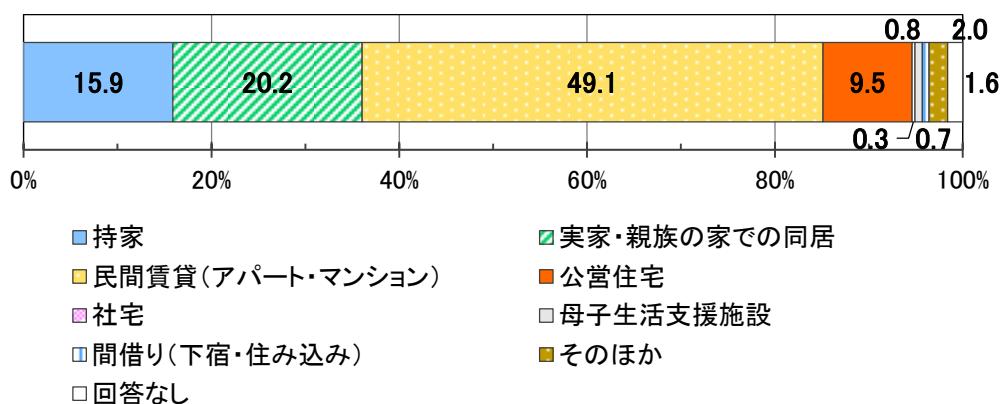


(8) 現在の住居《問8》

- ・現在の住居は、「民間賃貸（アパート・マンション）」(49.1%)が最も多く、次いで「実家・親族の家の同居」(20.2%)、「持家」(15.9%)の順となっている。

図表 IV-14 現在の住居

(n=1,974)



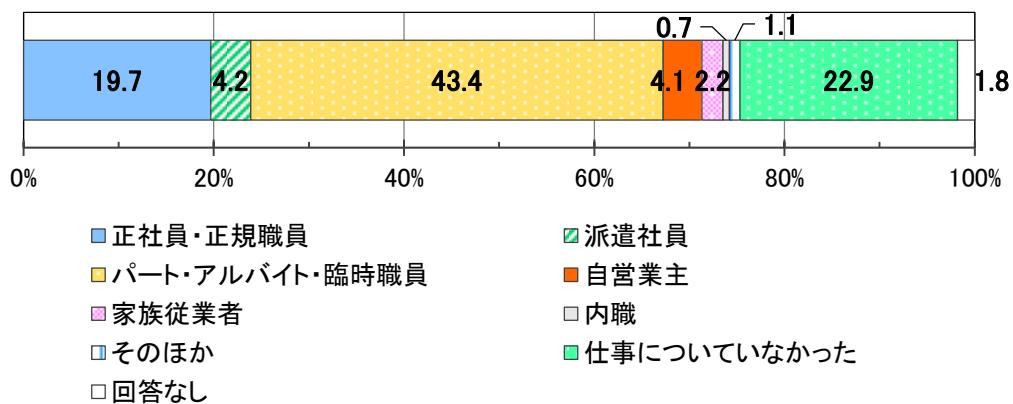
2. 仕事や収入

(1) ひとり親家庭になる前の雇用形態《問9》

- ひとり親家庭になる前の雇用形態をみると、「パート・アルバイト」(43.4%) が最も多く、「正社員・正規職員」(19.7%) の順となっている。
- 「仕事についていなかった」(22.9%) は全体の2割程度である。

図表 IV-15 ひとり親家庭になる前の雇用形態

(n=1,974)

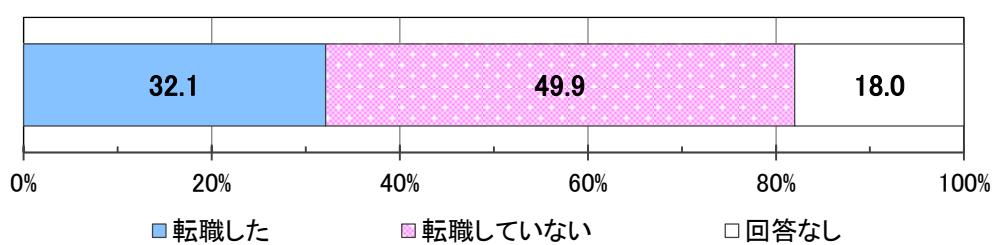


(2) 転職の有無と転職理由《問9-1、9-2》

- ひとり親家庭になったことにより「転職した」(32.1%) と回答した割合は、3割を超えており、3人に1人は転職を経験している。
- 転職に至った最大の理由としては「給料がよくない」(29.8%) と「離婚したため」(28.7%) が突出していることが特徴である。

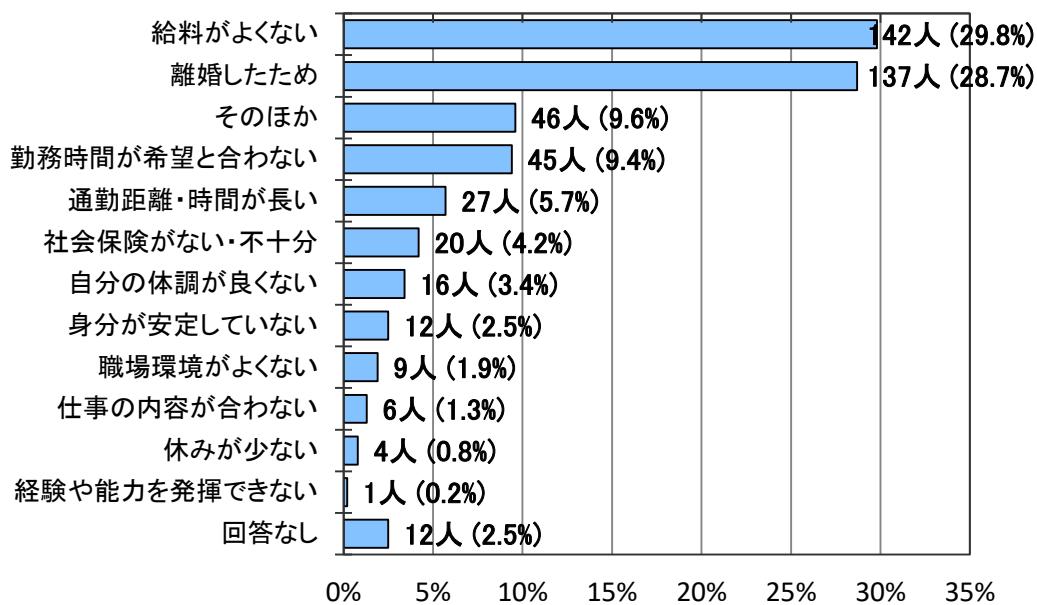
図表 IV-16 転職の有無

(n=1,487)



図表 IV-17 転職に至った最大の理由《最大の理由 1つだけ回答》

(n=477)

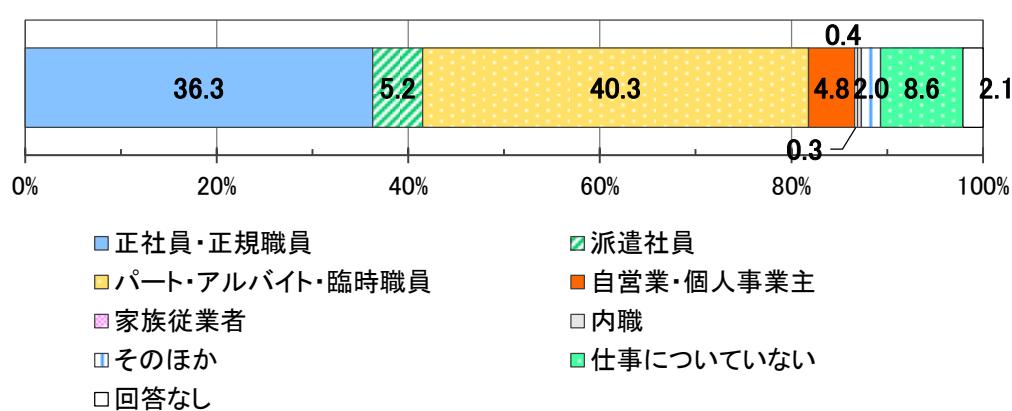


(3) 雇用形態《問10》

- 現在の雇用形態は「パート・アルバイト・臨時職員」(40.3%)、次いで「正社員・正規職員」(36.3%)となっており、ひとり親になる前と比較して、「パート・アルバイト・臨時職員」が43.4%から約3ポイント減少した一方で、「正社員・正規職員」の割合は19.7%から16ポイント以上増加している。
- 「仕事についていない」と答えた割合は、ひとり親になる前の22.9%から8.6%まで約15ポイント減少しており、ひとり親家庭になった後、就業が進んだことがわかる。

図表 IV-18 雇用形態

(n=1,762)



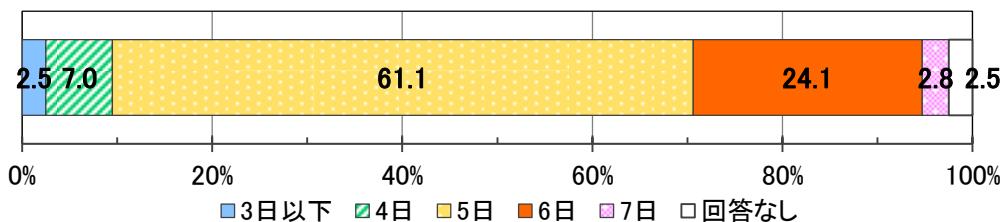
(4) 勤務状況《問10-1、10-2》

①勤務日数

- ・勤務日数は1週間あたり「5日」(61.1%)が最も多く、次いで「6日」(24.1%)となっており、5日以上勤務するとの回答が多くみられる

図表 IV-19 勤務日数

(n=1,762)



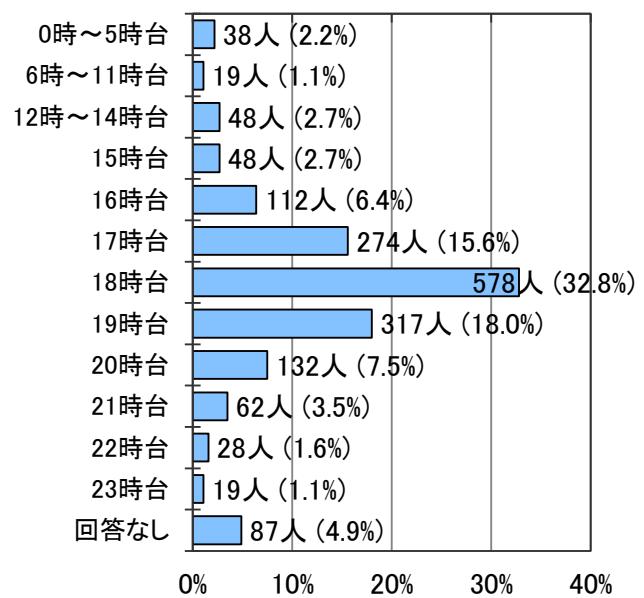
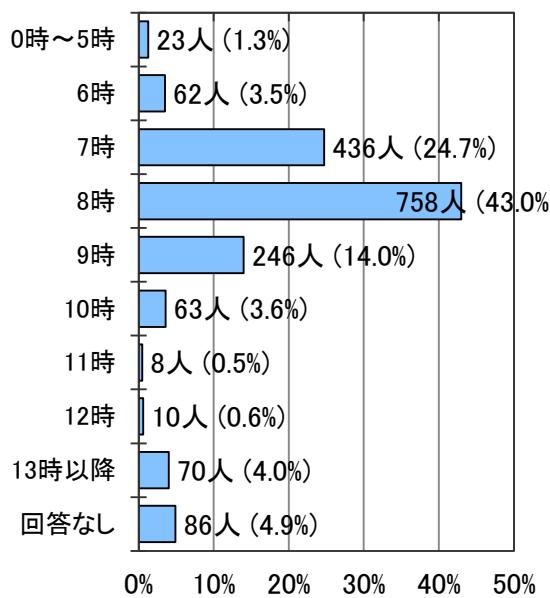
②出発・帰宅時間

- ・仕事のために家を出る時間は「8時台」(43.0%)が最も多く、次いで「7時台」(24.7%)、「9時台」(14.0%)の順で、7時台から9時台までの3時間が全体の8割以上を占めている。
- ・仕事からの帰宅時間は「18時台」(32.8%)、「19時台」(18.0%)、「17時台」(15.6%)の順となっており、17時台から19時台までの3時間で6割以上となっている。

図表 IV-20 出発時間

図表 IV-21 帰宅時間

(n=1,762)

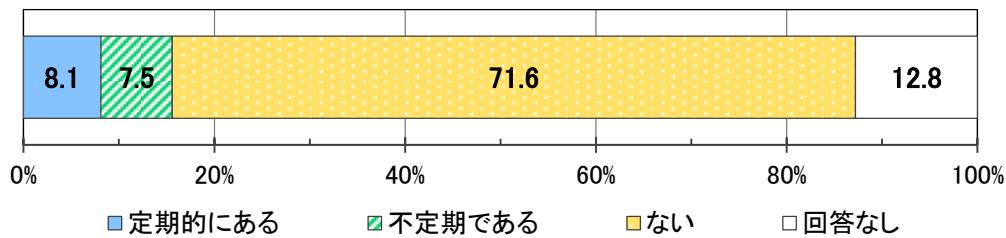


③労働条件

- ・深夜労働が「定期的にある」(8.1%)、「不定期である」(7.5%)と回答した割合は合わせて2割以下となっている。
- ・土日祝日の出勤については、「定期的にある」(33.1%)、「不定期である」(37.0%)で、土日祝日出勤が「ある」と答えた割合は、全体の7割を超えてい。
- ・また、副業を「している」(7.4%)、「時々している」(4.5%)を合わせると、全体の1割程度である。

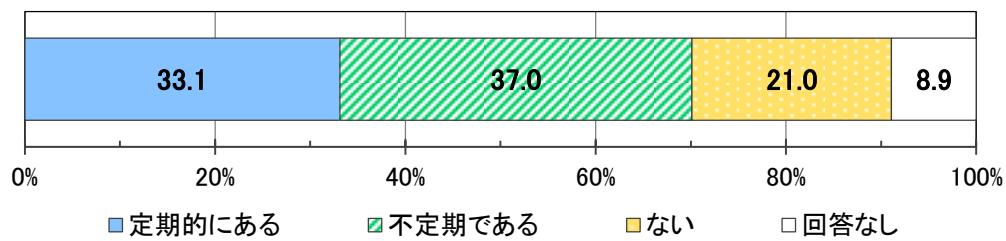
図表 IV-22 深夜労働の有無

(n=1,762)



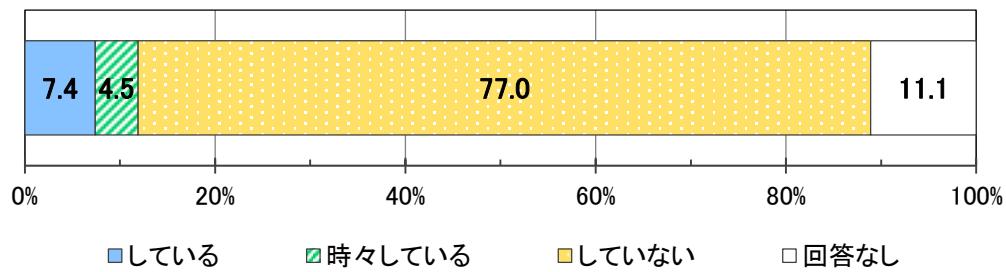
図表 IV-23 土日・祝日出勤の有無

(n=1,762)



図表 IV-24 副業の有無

(n=1,762)



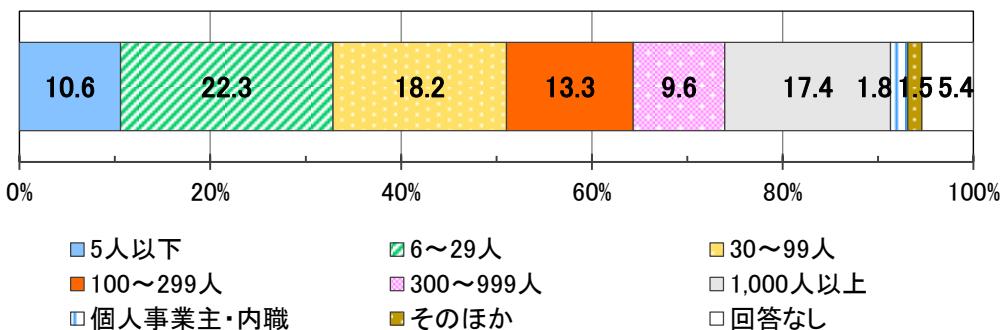
(5) 仕事の種類《問10-2、10-3》

①勤務先の社員数

- ・勤務先の社員数は「6～29人」(22.3%)、「30～99人」(18.2%)、「1,000人以上」(17.4%)の順で、中小企業だけでなく大規模な企業での就労もみられる。

図表 IV-25 勤務先の社員数

(n=1,762)

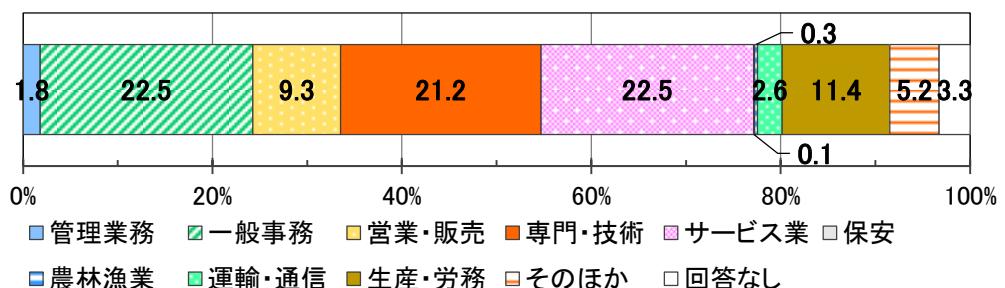


②仕事の種類

- ・仕事の種類は「一般事務」(22.5%)と「サービス業」(22.5%)、「専門・技術」(21.2%)がそれぞれ20%以上となっている。
- ・副業では「サービス業」(37.6%)が突出している。

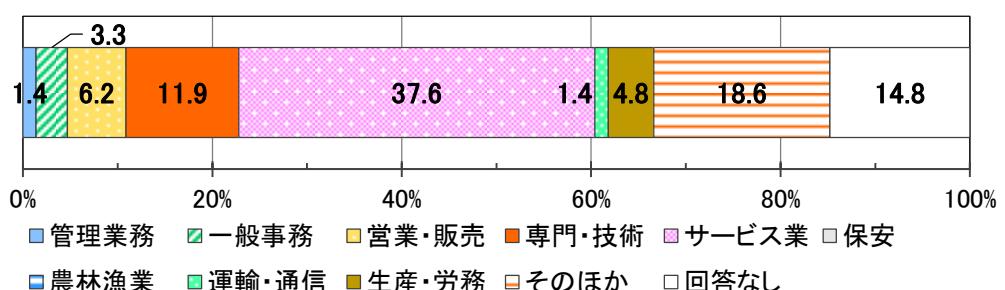
図表 IV-26 仕事の種類（本業）

(n=1,762)



図表 IV-27 仕事の種類（副業）

(n=210)

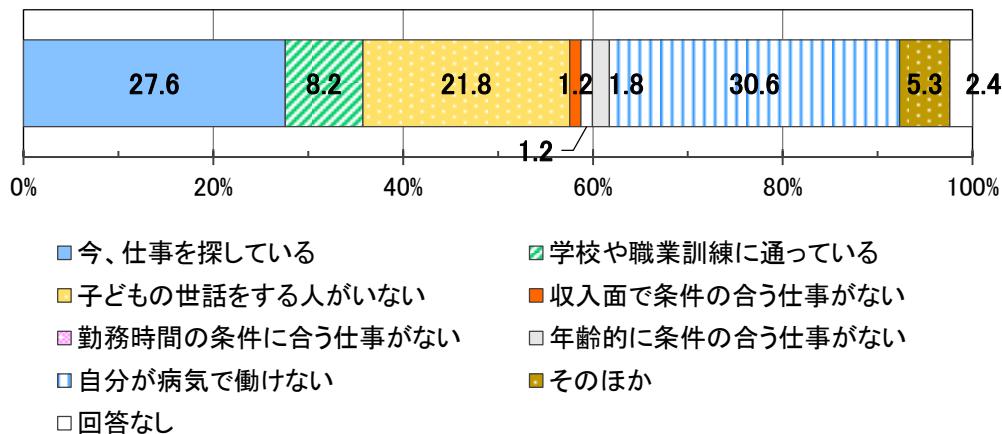


(6) 仕事をしていない理由《問11》

- 仕事をしていない理由は「自分が病気で働けない」(30.6%)が最も多く、次いで「今、仕事を探している」(27.6%)、「子どもの世話をする人がいない」(21.8%)の順となっている。

図表 IV-28 仕事についていない最大の理由《最大の理由1つのみ回答》

(n=170)

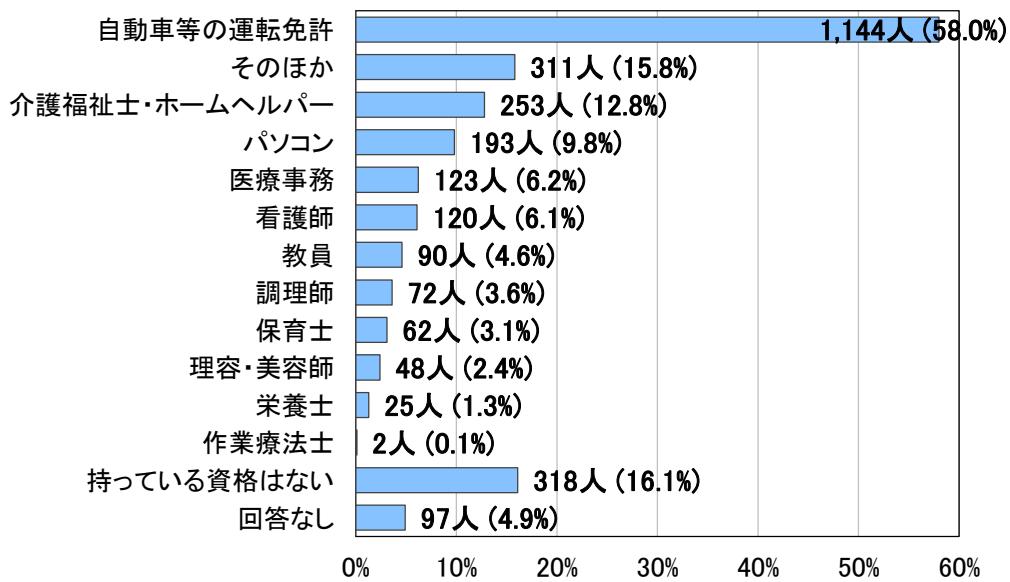


(7) 持っている資格《問12》

- 持っている資格は「自動車等の運転免許」(58.0%)が最も多く、「そのほかの資格」(15.8%)、「介護福祉士・ホームヘルパー」(12.8%)の順である。
- 「持っている資格はない」との回答は16.1%となっている。

図表 IV-29 持っている資格《複数回答》

(n=1,974)

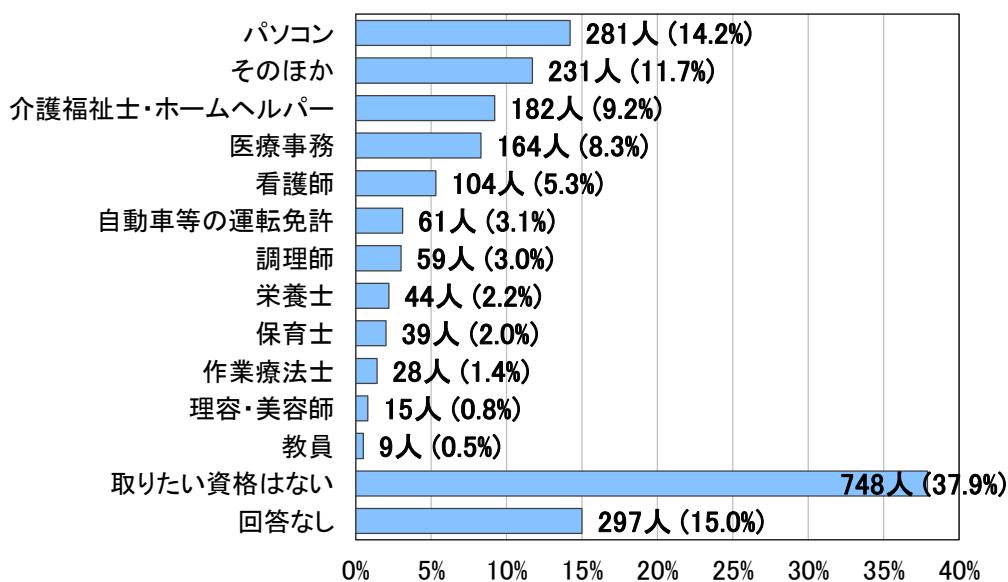


(8) 取りたいと考えている資格《問13》

- ・「取りたい資格はない」(37.9%)が最も多くなっているが、回答なしを除くと、約半数はとりたい資格があると答えている。
- ・取りたいと考えている資格は「パソコン」(14.2%)、「そのほかの資格」(11.7%)、「介護福祉士・ホームヘルパー」(9.2%)の順となっている。
- ・「介護福祉士・ホームヘルパー」や「パソコン」に関する資格は保有状況、取得意向ともに他の資格と比較して高い。

図表 IV-30 取りたいと考えている資格《複数回答》

(n=1,974)



図表 IV-31 持っている資格、取りたい資格の「そのほか」の主な回答

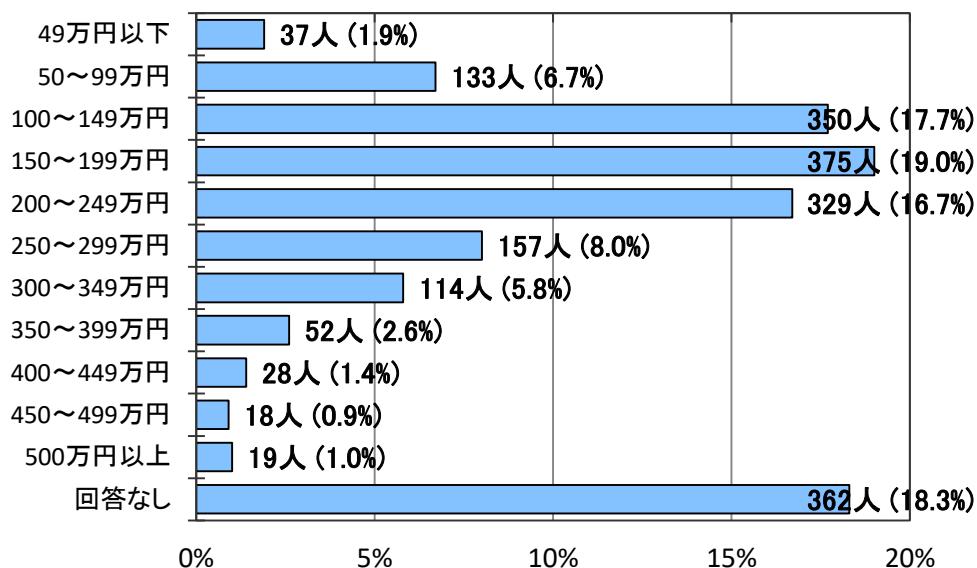
順位	持っている資格	回答数 (人)	取りたい資格	回答数 (人)
1	簿記	33	ケアマネージャー	16
2	ファイナンシャル プランナー	19	ファイナンシャル プランナー	10
3	歯科衛生士	12	社会保険労務士 簿記	7
4	英検	7	宅地建物取引士	6
5	社会福祉士 ネイリスト 登録販売者 秘書	5	ネイリスト	4

(9) 収入額と主たる収入源《問14、問15》

- 保護者と同居人を合わせたひとり親家庭の平均年収は「224.8万円」であり（無回答を除く）、このうち、保護者自身の年収の平均値は「195.1万円」となっている。
- 収入の中で金額が一番多いものは、「自分の収入」(72.6%)、「年金や手当などの公的給付」(8.2%)、「親や子どもの収入」(5.5%)の順となっている。

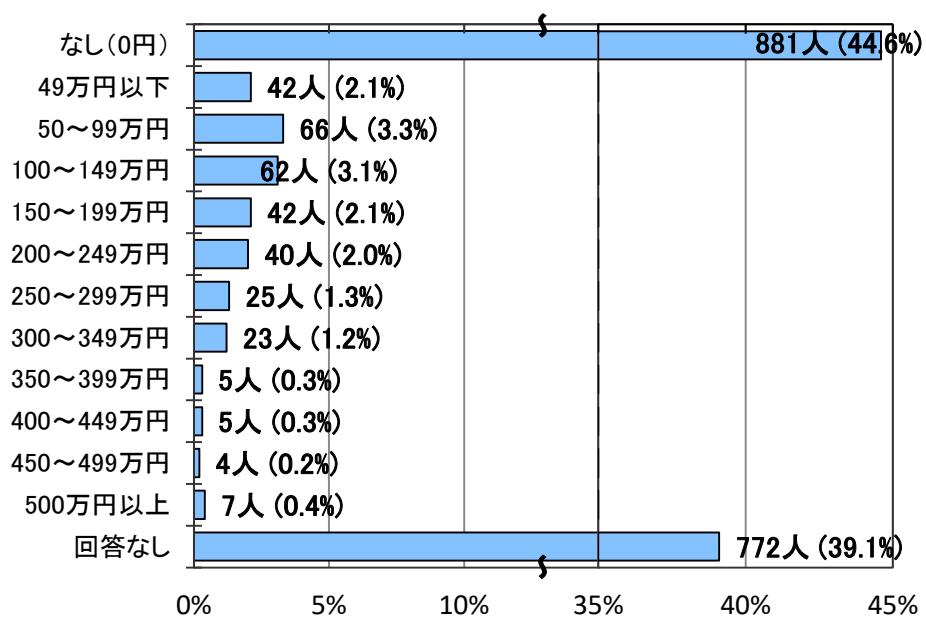
図表 IV-32 収入額（保護者本人）

(n=1,974)



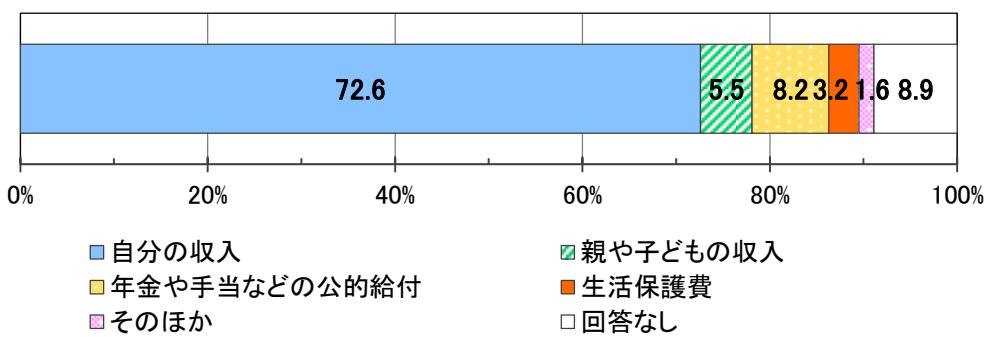
図表 IV-33 収入額（家族）

(n=1,974)



図表 IV-34 主たる収入源

(n=1,974)



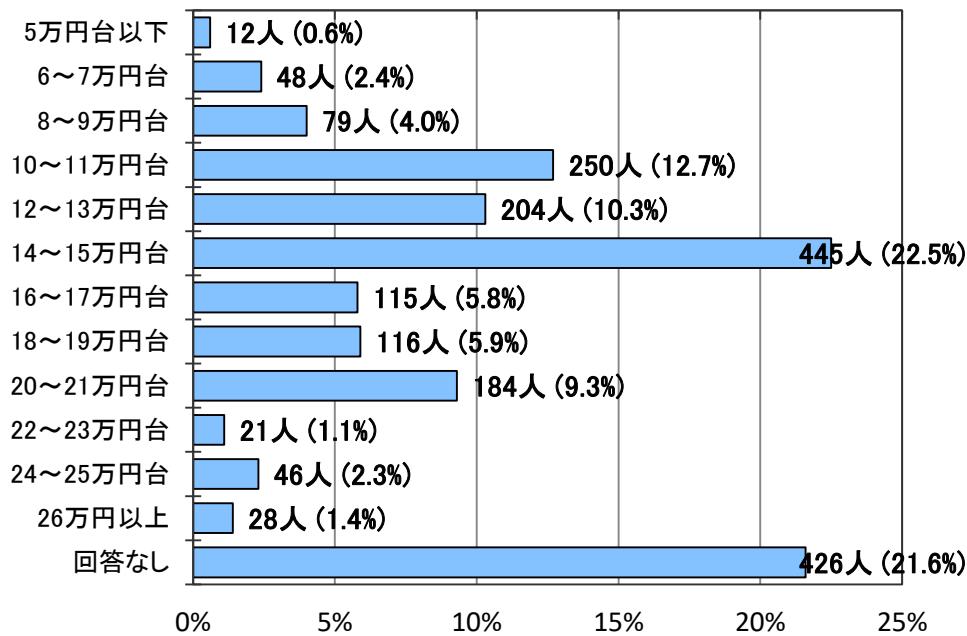
(10) 消費支出《問16、問17》

①消費支出額

- ひとり親家庭の1か月の平均消費支出額は「14.8万円」である。
- 支出額は、「14~15万円台」(22.5%)が最も多く、次いで「10~11万円台」(12.7%)、「12~13万円台」(10.3%)の順で、10万円台前半が半数近くを占めている。

図表 IV-35 消費支出額

(n=1,974)



図表 IV-36 支出額の分布

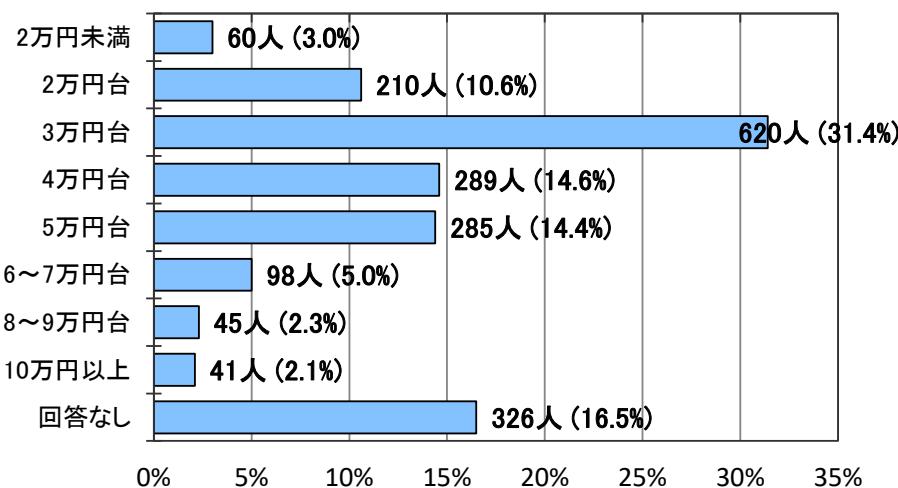
	支出額	食費	光熱 水道費	通信費	住居費	教育費
平均値	14.8万円	3.9万円	1.9万円	1.7万円	3.9万円	2.1万円
回答数(n)	1,548	1,648	1,641	1,682	1,584	1,615

②食費

- ・食費の支出額は「3万円台」(31.4%)、「4万円台」(14.6%)、「5万円台」(14.4%)と、3万円から5万円台で半数を超えている。

図表 IV-37 食費支出額

(n=1,974)

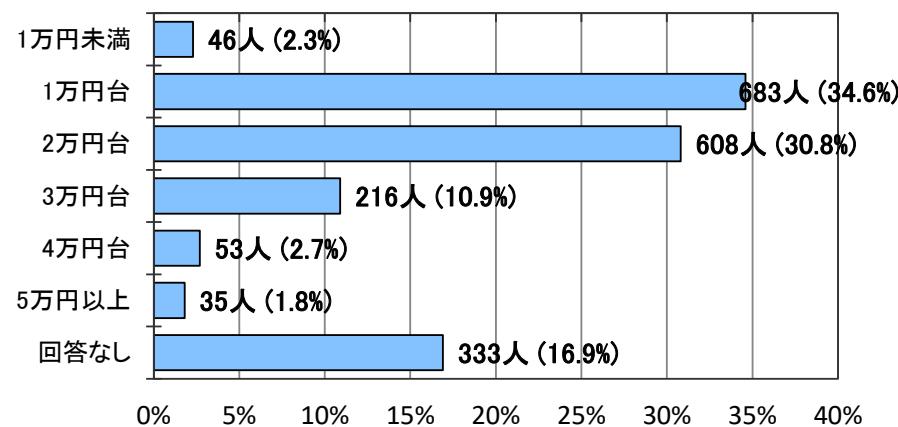


③光熱水道費

- ・光熱水道費の支出額は「1万円台」(34.6%)、「2万円台」(30.8%)、「3万円台」(10.9%)と、1万円から3万円台が多くなっている。

図表 IV-38 光熱水道費支出額

(n=1,974)

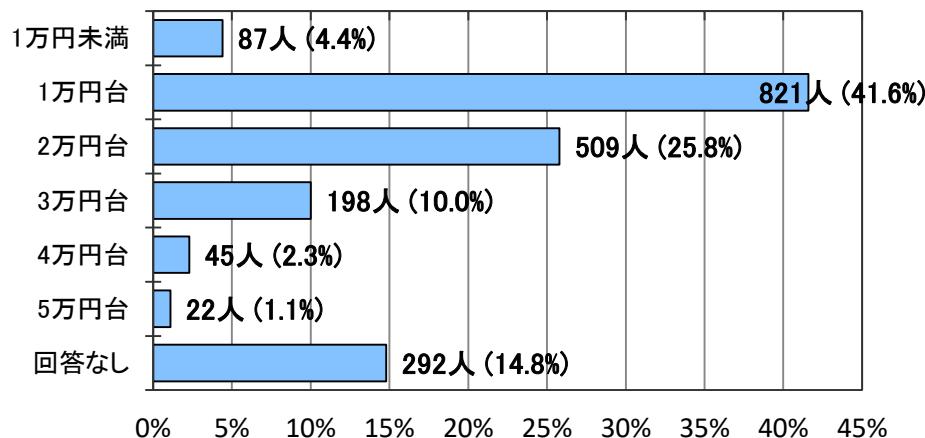


④通信費

- ・通信費の支出額は「1万円台」(41.6%)、「2万円台」(25.8%)、「3万円台」(10.0%)と、光熱水道費と同じく1万円から3万円台が多くなっている。

図表 IV-39 通信費支出額

(n=1,974)

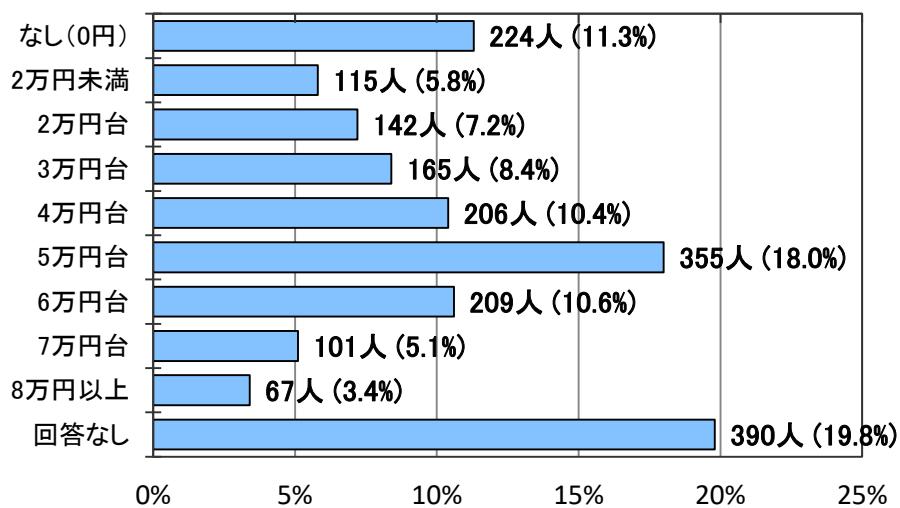


⑤住居費

- ・住居費の支出額は「5万円台」(18.0%)、「6万円台」(10.6%)、「4万円台」(10.4%)と、4万円から6万円台が多く、他の支出と比較して金額が大きくなっている。
- ・一方で、「なし(0円)」(11.3%)も1割を超えている。

図表 IV-40 住居費支出額

(n=1,974)

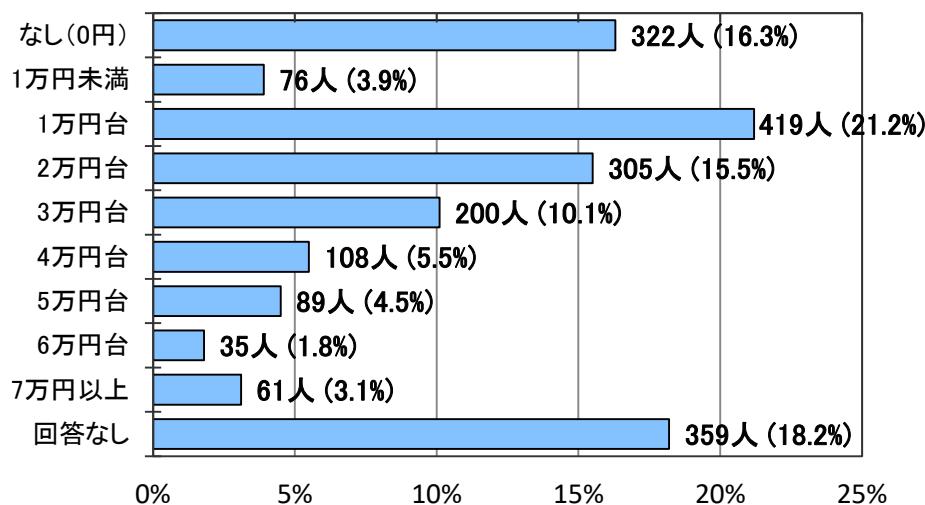


⑥教育費

- ・教育費の支出額は「1万円台」(21.2%)、「2万円台」(15.5%)、「3万円台」(10.1%)と、1万円から3万円台の順となっている。
- ・「なし(0円)」(16.3%)は15%を超えており、他の支出よりも「なし(0円)」の割合が高くなっている。

図表 IV-41 教育費支出額

(n=1,974)



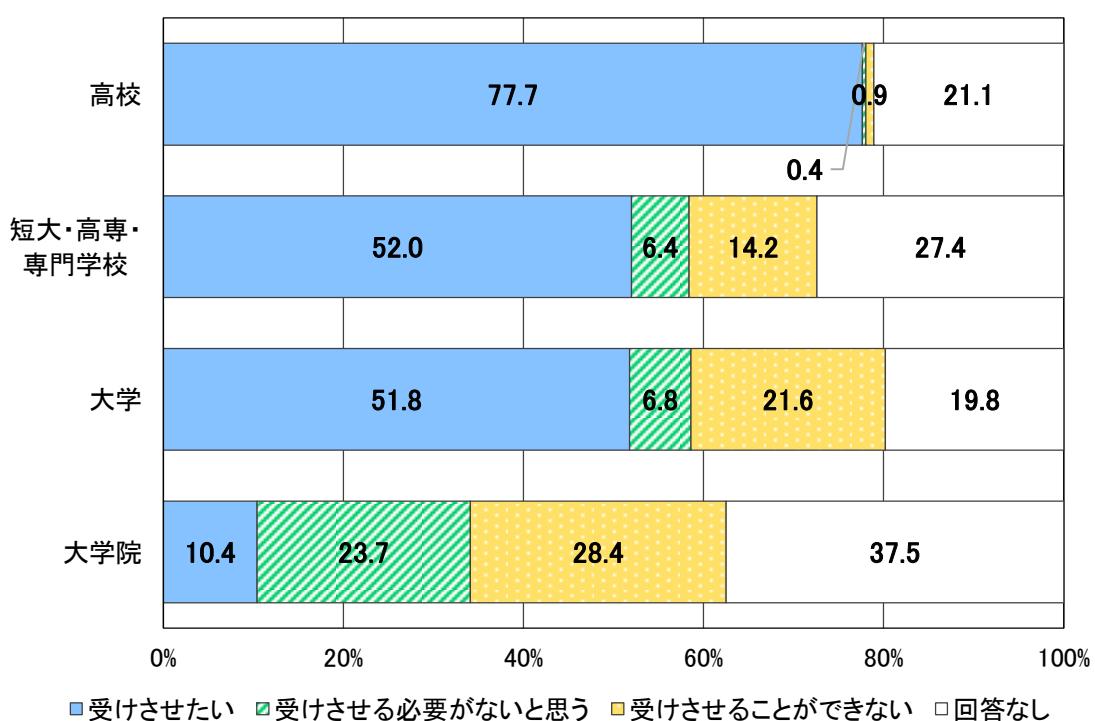
3. 子どもについて

(1) 受けさせたい教育《問18》

- ・「受けさせたい」と答えた割合は、「高校」(77.7%)、「短大・高専・専門学校」(52.0%)、「大学」(51.8%) が半数を超えている。
- ・「受けさせることができない」と答えた割合は「高校」(0.9%) と比較して、「短大・高専・専門学校」(14.2%)、「大学」(21.6%)、「大学院」(28.4%) は高く、高校卒業後の進学は難しいと考えている家庭が 2割程度存在しているとわかる。

図表 IV-42 受けさせたい教育

(n=1,974)

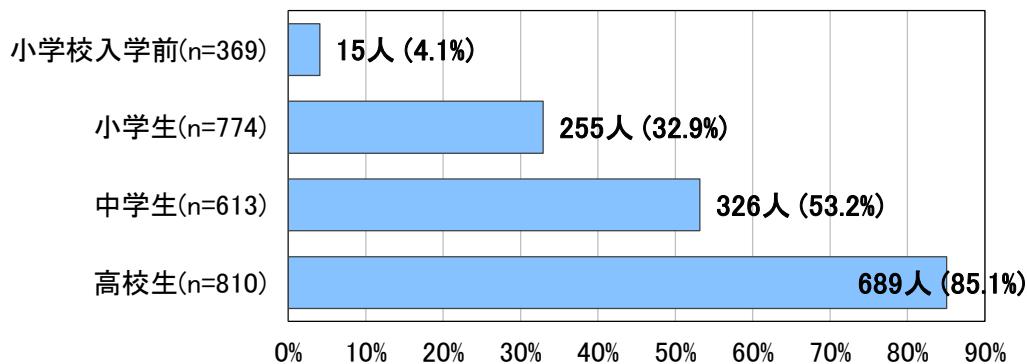


(2) 子どもの状況《問19》

①子ども専用の携帯電話・スマートフォン

- 「子ども専用の携帯電話、スマートフォンを持っている」と答えた割合は、小学校入学前（4.1%）、小学生（32.9%）、中学生（53.2%）、高校生（85.1%）と、年齢が上がるにつれて高くなっている。
- 内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査」と比較すると、本市のひとり親家庭は相対的に子ども専用の携帯電話等の保有率は低い。ただし、本市の調査とは調査の時期や方法等が異なるため、単純に比較はできるものではない。

図表 IV-43 子ども専用のスマートフォン・携帯電話を持っている



図表 IV-44 参考：携帯電話・スマートフォンの所有率（全国）

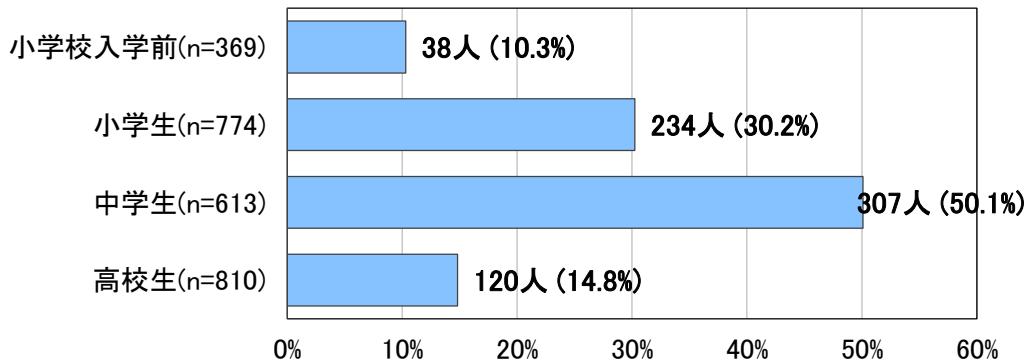
参考	スマートフォン 所有率	携帯電話 所有率	合計 (重複あり)
小学生	29.9%	29.4%	55.5%
中学生	58.1%	10.9%	66.7%
高校生	95.9%	1.9%	97.1%

（出典：内閣府「平成29年度青少年のインターネット利用環境実態調査」）

②学習塾

- ・「学習塾（家庭教師や通信教材を含む）に通っている」と答えた割合は、小学校入学前（10.3%）に対して、小学生（30.2%）、中学生（50.1%）、高校生（14.8%）となっており、中学校が最も高くなっている。
- ・高校生では、中学生までと比較して学習塾に通う割合は低くなっている。

図表 IV-45 学習塾に通っている



図表 IV-46 参考：塾に通っている子どもの割合（全国公立校）

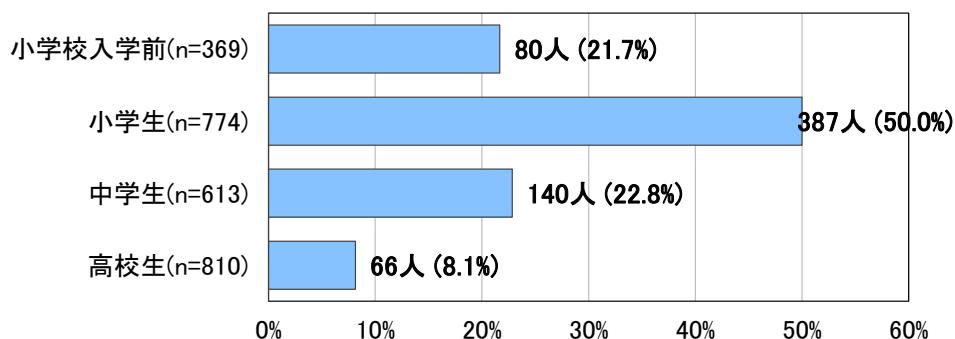
参考	放課後	週末
小学校 5年生	32.2%	16.1%
中学校 2年生	42.1%	23.4%

（出典：文部科学省「平成30年度全国学力・学習状況調査」）

③習い事

- ・「習い事（スイミング、ピアノ、英会話など）をしている」と答えた割合は、小学校入学前（21.7%）、小学生（50.0%）、中学生（22.8%）、高校生（8.1%）であり、小学生が最も高く、半数の家庭では習い事をしている。

図表 IV-47 習い事をしている



図表 IV-48 参考：習い事をしている子どもの割合（全国公立校）

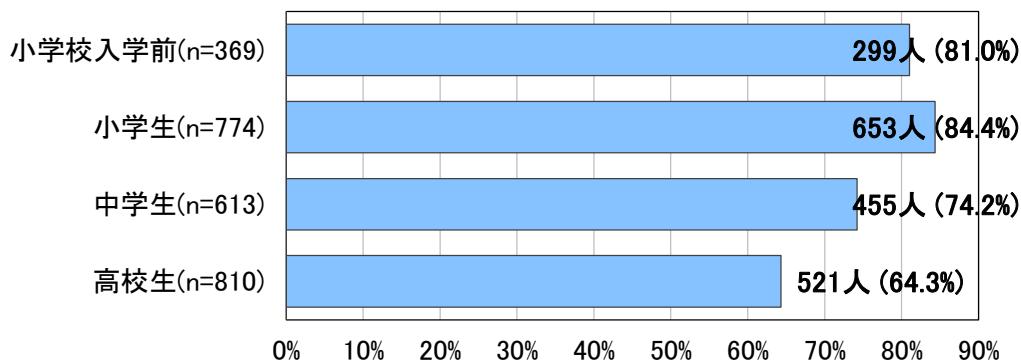
参考	放課後 スポーツ以外	放課後 スポーツ	週末 スポーツ以外	週末 スポーツ
小学校 5年生	45.6%	42.6%	23.6%	46.1%
中学校 2年生	20.4%	29.0%	11.9%	31.5%

（出典：文部科学省「平成30年度全国学力・学習状況調査」）

④朝食

・「朝食をほとんど毎日食べている」と答えた割合は、小学校入学前（81.0%）、小学生（84.4%）、中学生（74.2%）、高校生（64.3%）と、他と比較して学年ごとの差異は小さく、高校生でも3人に2人は毎日朝食をとっていることがわかる。

図表 IV-49 朝食をほとんど毎日食べている



図表 IV-50 参考：「朝食を毎日食べている」子どもの割合（全国公立校）

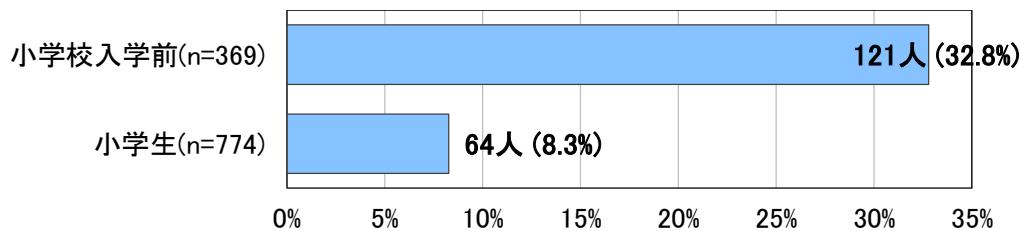
参考	食べている	どちらかといえば、食べている	合計
小学校 5 年生	84.8%	8.9%	93.7%
中学校 2 年生	79.7%	12.2%	81.9%

(出典：文部科学省「平成 30 年度全国学力・学習状況調査」)

⑤本の読み聞かせ

・「本の読み聞かせを週に 3 日以上している」と答えた割合は、小学校入学前（32.8%）、小学生（8.3%）となっている。

図表 IV-51 本の読み聞かせを週 3 日以上している

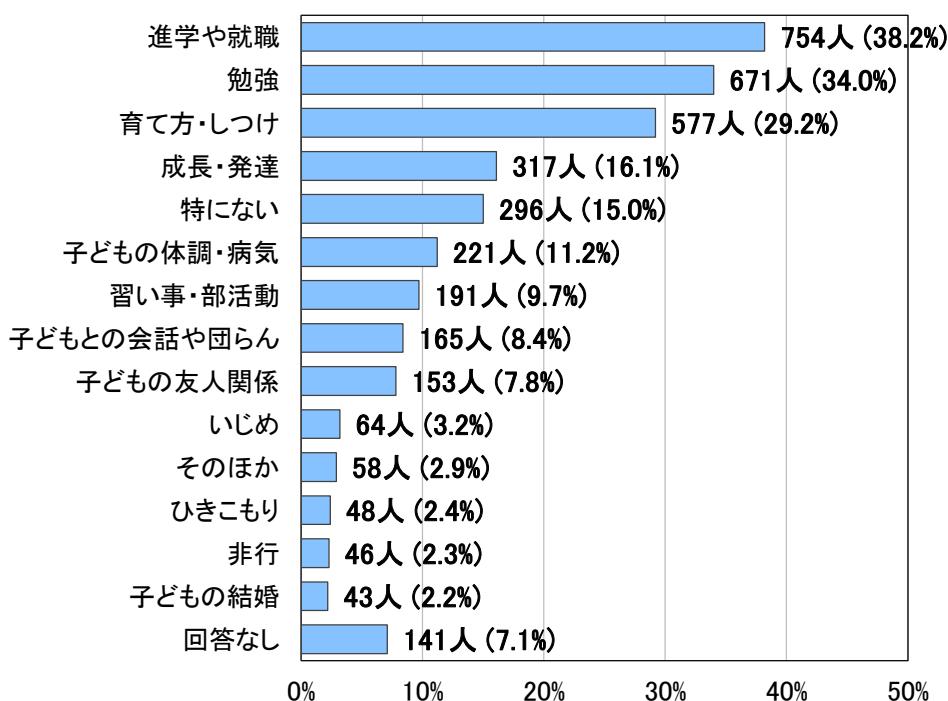


(3) 子どもに関する困りごと・心配ごと《問20》

- 子どもに関することで、困っていることや心配なこととしては、「進学や就職」(38.2%)が最も多く、次いで「勉強」(34.0%)、「育て方・しつけ」(29.2%)、「成長・発達」(16.1%)の順となっている。
- 子どもについては、特に「進学や就職」、「勉強」など、学習面に関する困りごとや心配ごとの割合が高い。

図表 IV-52 子どもに関する困りごと・心配ごと《複数回答》

(n=1,974)



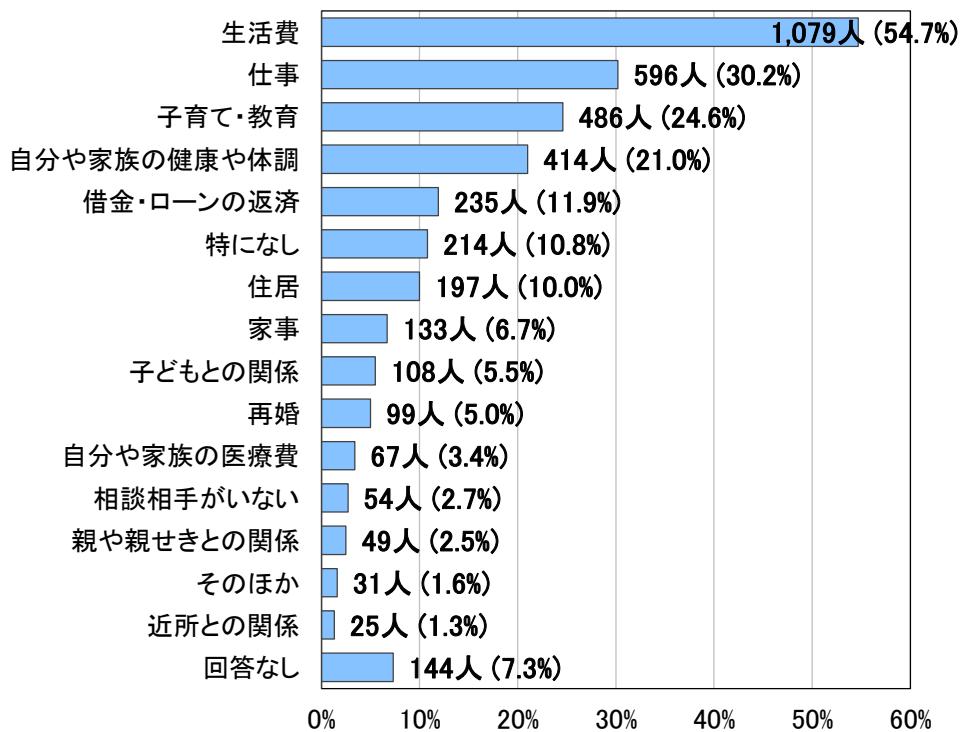
4. 暮らしの状況

(1) 困りごと・心配ごと《問21》

- 困っていることや心配なこととしては、「生活費」(54.7%)が最も高く、唯一半数を超えており、ひとり親家庭において最も大きな問題として認識されていることがわかる。
- 次いで「仕事」(30.2%)、「子育て・教育」(24.6%)、「自分や家族の健康や体調」(21.0%)の順となっており、ひとり親家庭の保護者が抱える困りごとや心配ごとは、多岐にわたっている。

図表 IV-53 困りごと・心配ごと《複数回答》

(n=1,974)

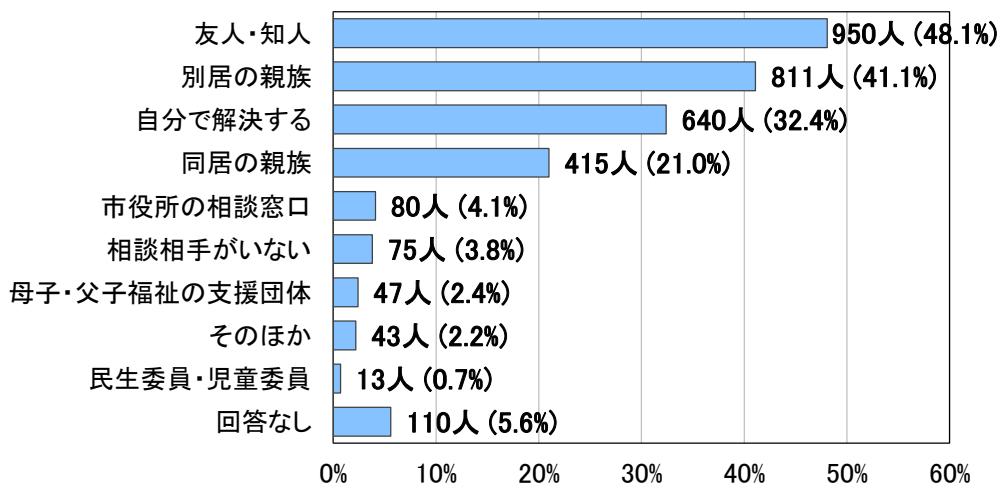


(2) 困ったときの相談先《問22》

- 困っていることや心配なことの相談相手としては「友人・知人」(48.1%)と「別居の親族」(41.1%)との回答が目立つ。一方で、3人に1人程度は「自分で解決する」(32.4%)と回答している。

図表 IV-54 困ったときの相談先《複数回答》

(n=1,974)



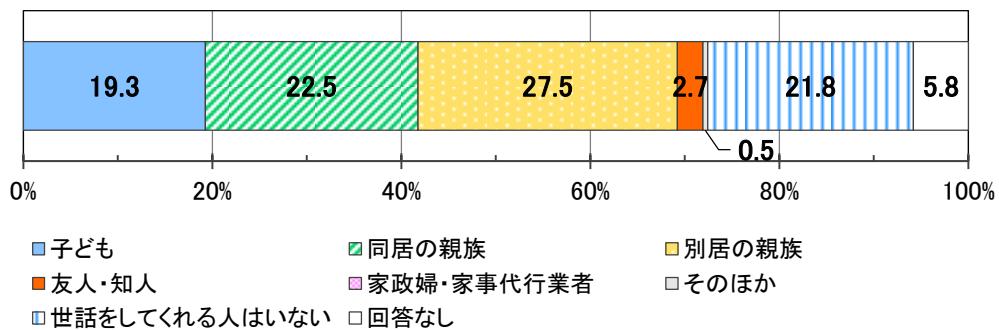
(3) 病気の時に世話をしてくれる人《問23、問24》

①保護者が病気のとき

- 保護者自身が病気の時に主に世話をしてくれる人は、「別居の親族」(27.5%)、「同居の親族」(22.5%)、「子ども」(19.3%)で2割を超える一方で、「世話をしてくれる人はいない」(21.8%)との回答もほぼ同程度みられる。

図表 IV-55 保護者自身が病気の時に主に世話をてくれる人

(n=1,974)

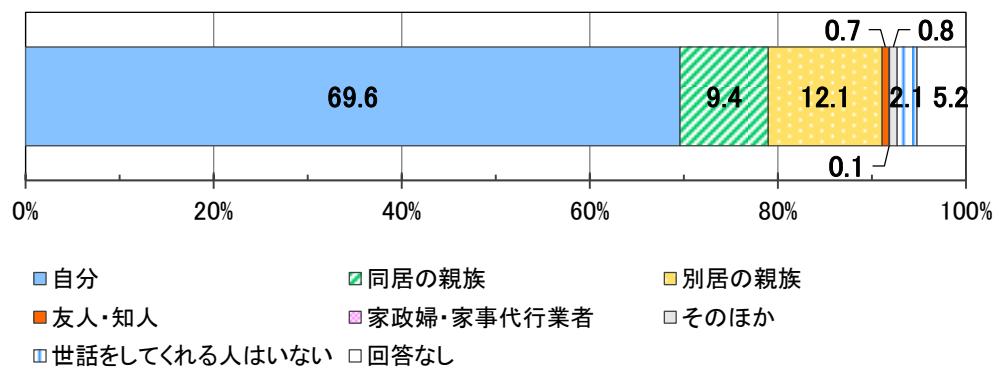


②子どもが病気のとき

- 子どもが病気の時に主に世話をする人は、「自分（保護者自身）」(69.6%)が最も多く、次いで「別居の親族」(12.1%)、「同居の親族」(9.4%)となっており、保護者または親族が9割を占めている。

図表 IV-56 子どもが病気の時に主に世話をする人

(n=1,974)

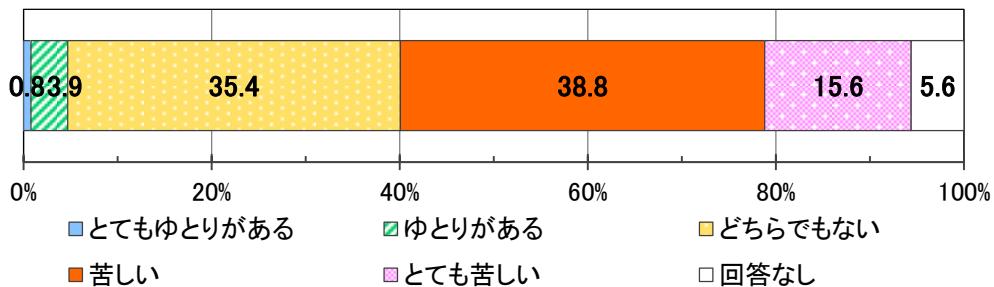


(4) 暮らしの状況《問25》

・暮らしの状況については、「苦しい」(38.8%)が最も多く、「とても苦しい」(15.6%)と合わせて、半数以上の家庭で生活苦を感じていることがわかる。

図表 IV-57 暮らしの状況

(n=1,974)

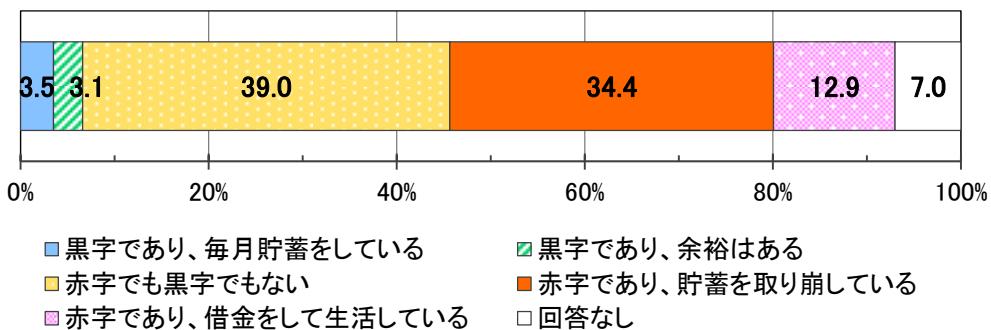


(5) 家計の状況《問26》

・家計の状況については、「赤字でも黒字でもない」(39.0%)が最も多くなっている。また、「赤字であり、貯蓄を取り崩している」(34.4%)、「赤字であり、借金をして生活している」(12.9%)を合わせて半数近くの家庭では家計が赤字となっており、黒字の家庭はごくわずかとなっている。

図表 IV-58 家計の状況

(n=1,974)

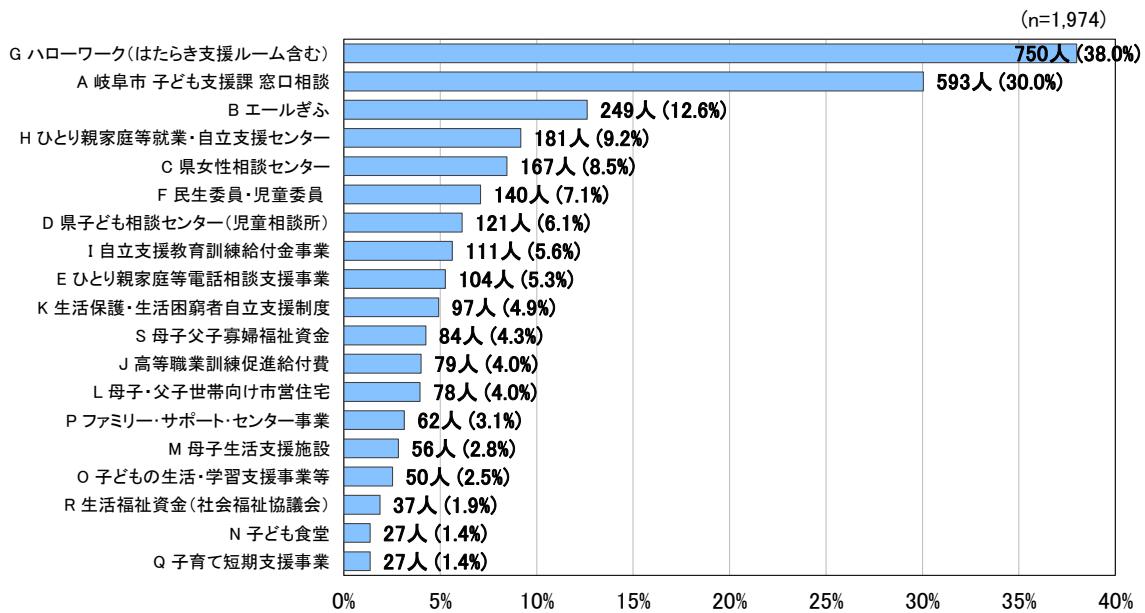


(6) 支援制度の認知度と利用経験《問27》

①「利用したことがある」

- 「利用したことがある」との回答は「Gハローワーク」(38.0%)が最も高く、次いで「A岐阜市子ども支援課窓口相談」(30.0%)が高くなっている。

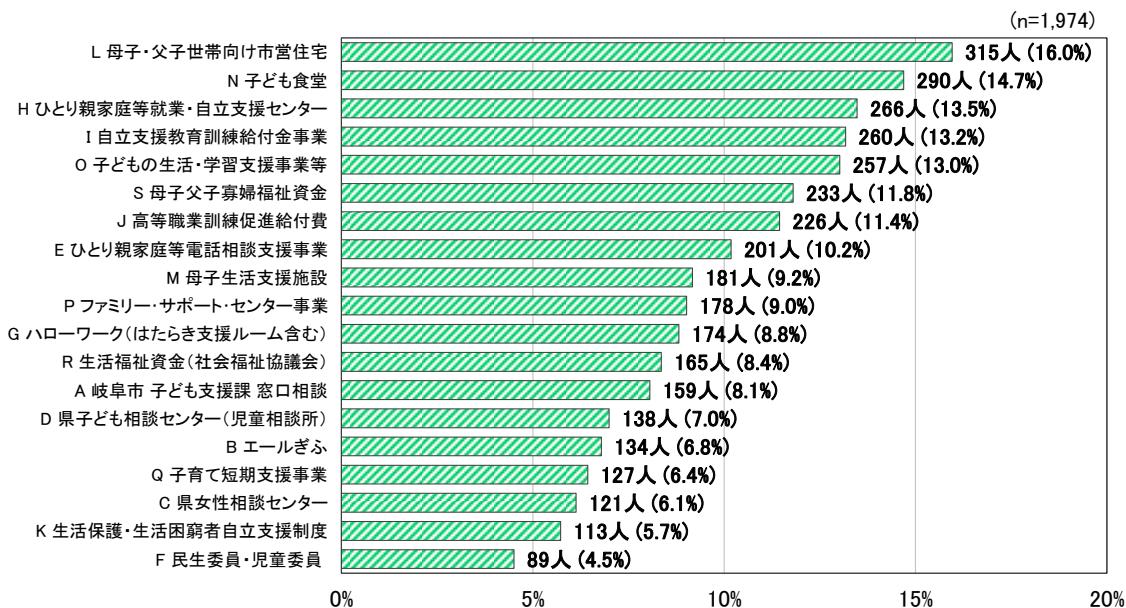
図表 IV-59 「制度を利用したことがある」



②「利用してみたい」

- 「利用したことではないが利用してみたい」は「L母子・父子世帯向け市営住宅」(16.0%)、「N子ども食堂」(14.7%)、「Hひとり親家庭等就業・自立支援センター」(13.5%)、「I自立支援教育訓練給付金事業」(13.2%)、「O子どもの生活・学習支援事業等」(13.0%)の順となっており、居住、就業や子どもの教育など、多岐にわたっている。

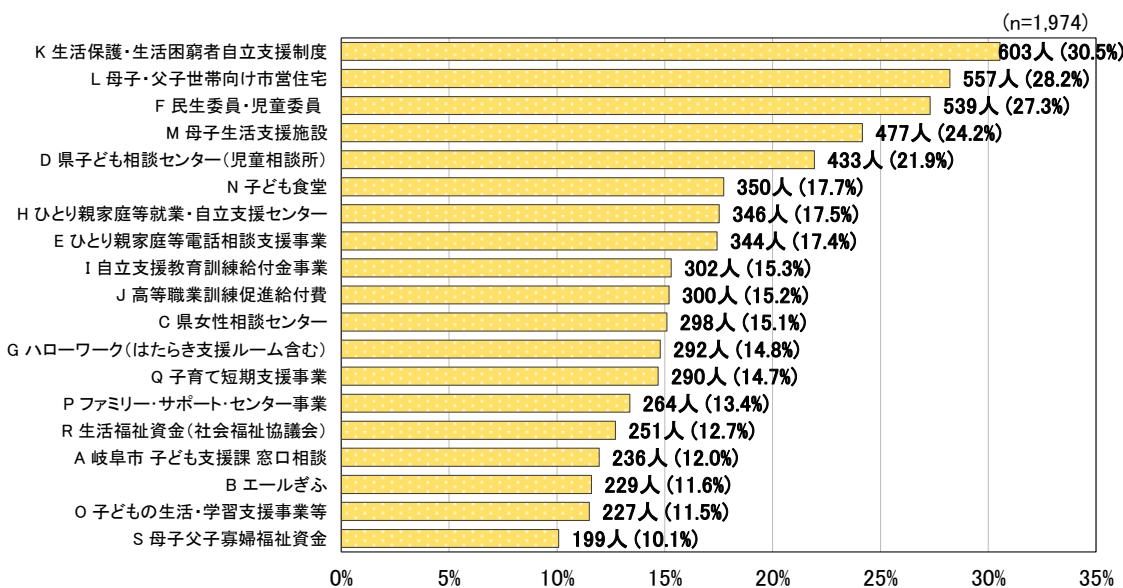
図表 IV-60 「制度を利用したい」



③「利用したいと思わない」

- 「利用したいと思わない」との回答は「K生活保護・生活困窮者自立支援制度」(30.5%)、「L母子・父子世帯向け市営住宅」(28.2%)、「F民生委員・児童委員」(27.3%)、「M母子生活支援施設」(24.2%)、「D県子ども相談センター(児童相談所)」(21.9%)が、他の支援制度と比較してやや高くなっている。

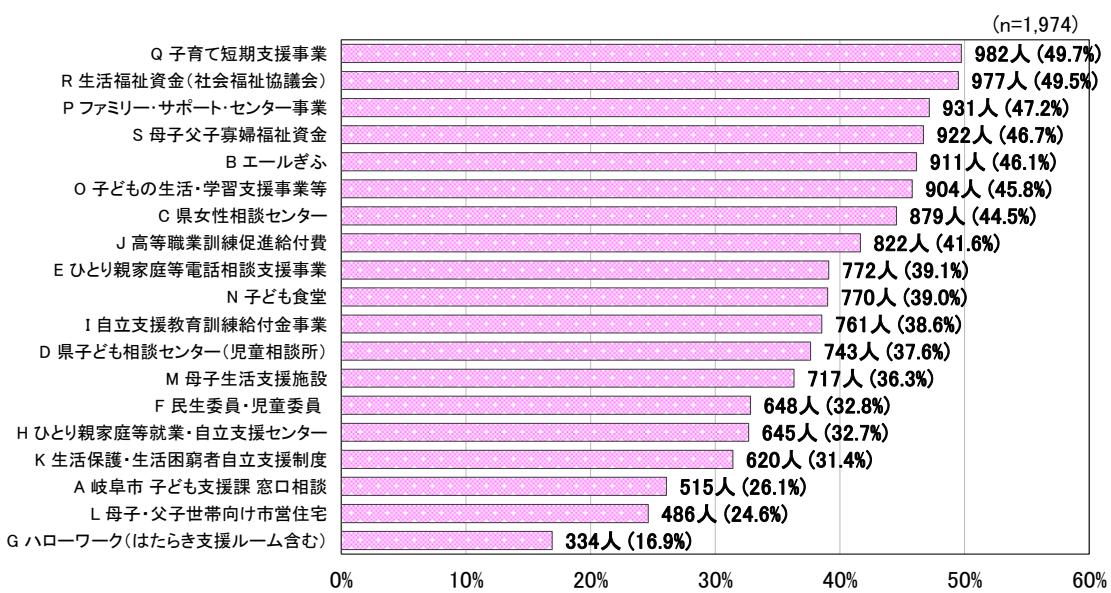
図表 IV-61 「利用したいと思わない」



④「制度を知らない」

- 「制度を知らない」との回答は、「Q子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)」(49.7%)、「R生活福祉資金(社会福祉協議会)」(49.5%)、「Pファミリー・サポート・センター事業」(47.2%)など半数近くに達しているものが複数みられ、充分に認知されていない状況にある。

図表 IV-62 「制度を知らない」



図表 IV-63 制度の利用と認知の状況



V. 自由回答（抜粋）

岐阜市のひとり親支援について、271人から、329件の意見があった。

ここでは、記入された意見の中から、意見の内容ごとに分類し、主なものを抜粋して掲載している。

図表 V-1 主な自由回答

就労・労働 に関すること	私は制度を利用し、保育士の資格を取得した。もっと、このような制度があることを母子家庭に知らせるべきだと思う。
	資格を取りたいが、働きながら子育てをして通うことは難しい。
	ひとり親世帯は仕事、子どもの教育、病気の世話、学校の役員などと大変なので、職業訓練を受けたくても受けることができない。ひとり親世帯に今後も支援を。
	子どもを育てながら学校の役員をやったりしなければならないので、正社員で仕事をすることが難しい。子どもを見てくれないと生活費全てを稼ぐのは難しい。
手当・控除 に関すること	離婚した際、仕事を失い、貯金も尽きて困っていたが、前年度の収入のため、支援が受けられなかった。
	児童扶養手当は収入が増えると減ってしまうので、就業意欲が下がってしまう。収入が増えても減額されない仕組みにしてほしい。
	中学、高校になるにつれ、掛かる費用が大きくなるので不安である。子どもが大きくなるにつれて切られていく支援金だが、大きくなるほど支援金が必要になる。
	未婚でも寡婦控除を適用してほしい。未婚と離婚の壁がなくなるとよいと思う。
生活・住居 に関すること	母子向けアパートより、母子がアパートを借りる際、少しでも支援金があると助かる。
	市営住宅の母子でも障がい児がいることや病気などを優先してほしい。
学業・教育 に関すること	切り詰めて子どもの教育費を貯金したいが、なかなかできない。子どもは大学進学を希望しているが、奨学金を受けても行かせることができるか心配。
	大学生になるとさらに教育費が必要になるが、公的な支援は18歳まで、ひとり親家庭の子どもが自立していくには大学生までの支援が必要。
	学習塾に通う暇がないので、何か代用できる場所があるとうれしい。
	学習面で、HD、LDの子どもに、もっと支援がほしい。
	今は習い事があたり前の時代だが、通わせることができないのが現状。援助や安いサービスがあるとよいと思う。
	ひとり親になったことで習い事などを辞めさせざるを得なかつた。親への就業支援はありがたいが、子どもに対して同様の支援があつたらと思

	う。子どもへの講座受講制度があれば、精神的にも安定し、格差を少しでも解消できるのでは。
保育・子育てに関すること	放課後児童クラブが今年度から6年生まで利用できるとのことだが、マンモス校の場合、教室がないということで3、4年生までの利用と聞いた。6年生まで預かってもらえる施設を確保してほしい。夏休みなど朝から夕方まで1人で居させるのは心配。
	母子家庭で充分支援を受けさせてもらっているとは思うが、子どもの体調で休まなければならないこともあります、生活は苦しい。病児保育などの制度を知らないので、教えてほしい。
	土日に仕事をする時に子どもを預けることができる場所があるとよい。
	自分の体調が悪い時、子どもの面倒を看てくれるところがあるとよいと思う。
	入院した時や体調の悪い時、家事のサービスがあると助かると思う。
家族に関すること	このアンケートは現状を回答したものなので、今後、祖母が働くことができなくなると生活は困窮すると思う。
	18歳を過ぎても就職していない子どもに対する支援や給付制度がないのは辛い。年齢が大人でも親が面倒を見ているうちは18歳以下と状況は同じ。
健康・医療に関すること	インフルエンザ等の予防接種の費用について助成があるとよい。
	身体が弱く、病院通いが多いので、所得制限なく福祉医療費の助成を受けたい。
相談・支援に関すること	役所の窓口、はたらき支援ルームではとても勇気づけられた。
	仕事で忙しい中、市役所に行ったり、書類を書く時間がないのに提出する書類が多すぎる。年1回にしてほしい。
	自分の生活の状況で何を支援してもらえるのか、どこに相談したらよいのか分からぬ。平日昼間の仕事のため、相談や手続きしたくてもできない。
	毎年、現況届の時にサービスの内容や案内のチラシ、冊子を配ると制度が分かるのでよいと思う。また、広報だけでなく、資格の助成などの案内もあればよいと思う。
	子どもが進学したいと言った時、資金が難しかったことや自営で仕事を始めたが、起業に関する支援など、どこに相談してよいか分からなかつた。困っていることなどを相談する窓口が多すぎて分からない。
	未婚のため、出産時からひとり親なので育児に不安が多い。保健師の訪問は1回きりではなく、定期的にしてほしい。

VI. 調査を踏まえた今後の方針

本章では、調査で得られた結果から、今後必要と思われる施策について整理した。

(1) 正規雇用の促進や取得した資格の活用につながる就労支援が必要

ひとり親になったことで就労する機会は増加する傾向がみられるものの、非正規雇用の割合も高い。特に等価可処分所得が低い家庭では、保護者が非正規雇用である割合は高くなっています。安定した収入の確保等に向けて、正規雇用に結び付くような就労支援が求められる。

ひとり親家庭の保護者の資格取得の意向は高く、また、資格を取得することは、就労につながると期待される。一方で、資格を取得していても、資格を活用できる仕事に就くことができていない事例も見受けられるため、取得した資格の活用を考慮した就労支援が必要であるといえる。

(2) 家計のあり方を保護者とともに考える支援が求められる

困りごとや心配ごとに「生活費」や「借金・ローン返済」を挙げる家庭が多い。特に等価可処分所得が低い家庭ほど、家計が赤字に陥っている場合が多く、生活状況についても苦しさを感じている割合も高いため、家計に関する支援は急務である。

家計に関する相談に応じ、収入の向上や支出の削減といった家計状況の見直し、子どもの進学や就職等も踏まえた長期的な収支計画とともに検討できるような家計相談の機会を設け、経済的な不安を取り除くことができるような施策を充実させる必要がある。

また、調査からひとり親家庭の保護者の悩みは、生活費、仕事、教育・子育て、健康など多岐にわたることがわかる。家計相談の場で、こうしたひとり親家庭の悩みを把握し、相談内容に応じた専門窓口の案内等をすることも必要である。

(3) 子どもや保護者が病気のときの支援施策の周知が求められる

子どもが病気の時は、保護者が看病するとの回答が多い。一方、保護者自身が病気のときには、「世話をする人がいない」との回答が多くみられる。

子どもと保護者のみで生活しているひとり親家庭の割合は高く、病気になってしまっても親族等の支援が得られない家庭が多い。また、子どもや保護者が病気になることは、保護者の就労にも大きな影響を与える。

そのため、子どもが病気になったときの病児・病後児保育事業などの支援や、保護者が病気になったときの子育て短期支援事業やファミリー・サポート・センター事業などの支援施策を確実に利用できるよう、広く周知する必要がある。

(4) 進学を支援する制度の周知を図る必要がある

子どもの進学の実現には、所得状況が大きな影響を与えていていると考えられる。子どもの進学や学習を支援する制度は、母父子子寡婦福祉資金、生活福祉資金および子どもの生活・学習支援など複数あるものの、現状として制度の認知度が低いため、支援制度の周知を図る必要がある。必要な場合に必要な支援を利用できる環境を構築することで、経済的な理由による進学断念を未然に防止することが求められる。

平成 30 年度 岐阜市ひとり親家庭生活実態調査結果報告書

平成 31 年 3 月発行

編集 岐阜市子ども未来部子ども支援課
発行 岐阜市

〒500-8701 岐阜市今沢町 18 番地
TEL:058-214-2396
FAX:058-262-1121
Email:k-shien@city.gifu.gifu.jp